

平成27年白老町議会第1回定例会6月会議会議録（第3号）

平成27年 6月25日（木曜日）

開 議 午前 10時00分

散 会 午後 3時59分

○議事日程 第3号

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 1号 平成27年度白老町一般会計補正予算（第2号）
- 第 4 議案第 2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第 3号 白老町子ども医療費助成条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 9 議案第 7号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 第10 議案第 9号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第11 議案第10号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
- 第12 議案第11号 白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定について
- 第13 報告第 1号 平成26年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 第14 報告第 2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
 - (1) 株式会社白老振興公社平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画
 - (2) 一般財団法人白老町体育協会平成26年度事業報告及び平成27年度事業報告
- 第15 報告第 3号 例月出納検査の結果報告について
- 第16 承認第 1号 職員の派遣承認について
- 第17 意見書案第 5号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）
- 第18 意見書案第 6号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）
- 第19 委員会所管事務調査の報告について
（広報広聴常任委員会）
- 第20 諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配布)

第 2 1 休会について

○会議に付した事件

- 議案第 8 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算 (第 2 号)
議案第 2 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
議案第 3 号 白老町子ども医療費助成条例の制定について
議案第 4 号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について
議案第 5 号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 6 号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 7 号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 9 号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 10 号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について
議案第 11 号 白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定について
報告第 1 号 平成 26 年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について
報告第 2 号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について
(1) 株式会社白老振興公社平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画
(2) 一般財団法人白老町体育協会平成 26 年度事業報告及び平成 27 年度事業計画
報告第 3 号 例月出納検査の結果報告について
承認第 1 号 職員の派遣承認について
意見書案第 5 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書 (案)
意見書案第 6 号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書 (案)
委員会所管事務調査の報告について
(広報広聴常任委員会)

諸般の報告

(次期所管事務調査の報告、所管事務調査の延期の報告、要望書等の配布)

○出席議員 (12 名)

- | | | | |
|-----|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 氏 家 裕 治 君 | 2 番 | 吉 田 和 子 君 |
| 3 番 | 斎 藤 征 信 君 | 4 番 | 大 淵 紀 夫 君 |
| 7 番 | 西 田 祐 子 君 | 8 番 | 広 地 紀 彰 君 |

9番 吉谷一孝君
11番 山田和子君
13番 前田博之君

10番 小西秀延君
12番 本間広朗君
15番 山本浩平君

○欠席議員（2名）

5番 松田謙吾君

14番 及川保君

○会議録署名議員

1番 氏家裕治君

2番 吉田和子君

3番 斎藤征信君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
副町長	岩城達己君
教育長	古俣博之君
総務課長	大黒克巳君
財政課長	安達義孝君
企画課長	高橋裕明君
経済振興課長	本間力君
農林水産課長	石井和彦君
生活環境課長	山本康正君
町民課長	畑田正明君
税務課長	南光男君
上下水道課長	田中春光君
建設課長	竹田敏雄君
健康福祉課長	長澤敏博君
高齢者介護課長	田尻康子君
学校教育課長	高尾利弘君
生涯学習課長	武永真君
子ども課長	下河勇生君
病院事務長	野宮淳史君
消防長	中村諭君
監査委員	菅原道幸君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長
主 査

岡村 幸男 君
増田 宏仁 君

◎開議の宣告

- 議長（山本浩平君） ただいまから昨日に引き続き議会を再開いたします。
これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山本浩平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第109条の規定により、議長において、1番、氏家裕治議員、2番、吉田和子議員、3番、斎藤征信議員を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

次の日程に入ります前にお諮りいたします。

議案の内容等により先議あるいは日程の変更等をあらかじめ議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。
それでは、そのように取り扱いをさせていただきます。
-

◎議案第8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定
について

- 議長（山本浩平君） 日程第2、議案第8号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

- 高齢者介護課長（田尻康子君） 議8-1をお開きください。議案第8号でございます。白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出、白老町長。

附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の白老町介護保険条例第4条第3項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議8-3をお開きください。議案説明でございます。介護保険施行令の一部を改正する政令

が公布されたことに伴い、所得の少ない第1号被保険者に係る介護保険料の公費による軽減後の保険料率を定める必要があることから、本条例の一部を改正するものであります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町介護保険条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する納期により難しい第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者(介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第9条第1号に規定する第1号被保険者をいう。)の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、29,400円とする。</u></p> <p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する納期により難しい第1号被保険者に係る納期は、町長が別に定めることができる。この場合において、町長は、当該第1号被保険者及び連帯納付義務者(法第132条第2項及び第3項の規定により保険料を連帯して納付する義務を負う者をいう。第7条において同じ。)に対しその納期を通知しなければならない。</p> <p>3 略</p>

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(山本浩平君) 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 8 号 白老町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 8 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 3、議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 議 1－1 でございます。議案第 1 号、平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）。

平成 27 年度白老町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 90 億 8,336 万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の変更は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

13 番、前田博之議員。

○13 番（前田博之君） 歳入歳出全部ですか。では歳出からいきます。まず 21 ページの栽培・資源管理型漁業推進事業の関係と、23 ページの観光客誘客推進事業の事業内容ではなく、財源振りかえについてお聞きしますけれども、これは地方創生先行型交付金の財源を振りかえられて繰越明許になってますね。それで 3 月の補正で先行型で約 8,600 万円ぐらいですか、

説明あって、既存事業に予算振りかえしていますけれども、それで先般全員協議会でまち・ひと・しごと創生総合戦略候補事業名で既存として新規事業の一覧表にありましたけれども、その中で新規事業が載っていて、この想定予算というのを張りつけているのですけれども、この先行型で 8,600 万円ぐらい予算をつけていますけれども、この新規事業の部分の財源の部分のこの先行型交付金はどのような取り扱いになっているのか。この 8,600 万円は入っていたのか、あるいはプラス後からまた先行型がくるのか、まずその辺と、それともう 1 点は、一般質問でいろいろ議論があったから多少理解しているのですけれども、よく整理して考えてみると、議会やこれから有識者会議を使っていろいろな施策とか意見、提案を受けると言っていますけれども、この受けたものは多分先行型の事業のほうに振りかえると思うのだけれども、その辺の交付金のすみ分けというのか、その辺ははっきりして新たに今の 8,600 万円ぐらいと、今言った新規事業の予算振りかえ想定予算を見ている部分と、これから議会とかにいろいろな施策とか意見を求めているけれども、その部分の扱いはどうなるのか。ちょっと混乱している部分が私自身はあるのだけれども、その辺整理してほしいのです。ということは既存の部分では資料になってますから内容については議論しませんけれども、その辺まず一つ。

それと 23 ページのコミュニティ・スクール導入等促進事業についてです。これについては今年度の教育長の執行方針中でコミュニティ・スクールを導入するというのでありましてので本来であれば当初予算で計上されるのが筋なのだけれども、なぜまず 6 月になったのかということと、正直な話し初めて執行方針でコミュニティ・スクールという言葉が出ましたけれども、コミュニティ・スクールということについて何なのだろうと、どういうことなのかということと、そのコミュニティ・スクールを導入したことにどういうイメージをすればいいのですかと、そういうことです。そのためにどういう調査をするのですかとということです。

それともう一つ、歳入です。歳入は 10 ページの繰越金です。これについては先日の同僚議員の一般質問で繰越金の分はあったのでその辺についてはもう理解してお話しします。それで 26 年度の剰余金が 3 億 7,200 万円出ると、これだけの金額が出たことについては、これまで財政規律を保ってきた財政課長はじめ財政担当者の努力を評価するということを前提で質問いたしますけれども、これは財政調整基金と 27 年度の留保財源に折半されますね。そして今後の財政運営については 7 月の交付税算定でわかりますとこう言っていましたけれども、28 年度以降の重要政策の対策やいろいろな今後の交付税のあり方とかという財政運営を考えたときに、この決算剰余金は繰り上げ償還に充てたらどうかと、こう思っているのです。白老町は実質公債比率が高いことから借り入れの制約もあって公債費負担適正化計画を策定して健全な行政運営を図ると言っています。今回繰り上げ償還をして借金残高を軽くしたらどうかと思います。将来のまちづくりのためにも今後借り入れも出てくると思います、病院をはじめいろいろなもの。そのためにも今の部分からいけば起債は借りられませんから、許可を受けなければいけませんから、なるべく財源に余裕ができたときに繰り上げ償還をしてそのときに対応ができるような体質をつくっておいたほうがいいのかと思ひまして、できれば繰り上げ償還で借金の一部を返済したらどうかということでもあります。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 1点目の交付金の関係ですけれども、交付金の取り扱いとして26年度の補正で行ったのは先行型という形の交付金で、それが繰り越しになっている分でございます。それで今策定中の総合戦略につきましては5カ年の計画ということで、その先行型を含めて5カ年の事業の計画ということになっております。それで具体的には議案書の報告の第1号の2ページ目に書かれた繰越明許費の計算書の中で申し上げますと、その先行型が地方版総合戦略の策定事業、青年畜産農家創業支援事業、水産資源の新たな衛生管理体制向上支援事業、地域特性を生かした商業・観光振興事業というのが新規事業で、それから栽培・資源管理型漁業推進事業、観光客誘客推進事業、学力向上サポート事業、地域塾開講事業というのが既存事業ということで、今回の補正ではこの既存事業の分を振りかえたということになります。それが全て総合戦略に含まれるということですが今年度の先行事業として計上した分ということでございます。今後の総合戦略ですけれども、この今回あげている先行型を含めて、5カ年の取り組み事業ということで計画をまとめていくということになります。議会から出された意見の取り扱いは、その総合戦略に反映させていくということを前提に意見を伺って、それで最終的に総合戦略の策定に至るということです。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） トータルの今説明は高橋企画課長からあったとおりなのですが、後段のほうですけれども議会や有識者、町民の皆さんからいただいた意見を計画に盛り込んで、10月までにできた分、今10月を目指しています。今年度の来年の3月31日までの中では3,000万円から5,000万円ぐらいは交付金として交付しますと。ただそれはちゃんと国が認めて、確かにこれは先行型として、いろんな条件、ルールがありますからそれに認められたその範囲内という話になります。次に28年度以降、これは5カ年ですから、その予算はまだこれから国が押さえてくるということなのですが各省庁でもっている既存予算を集めるだとか、そういう中で多分予算は組まれるのではないかといいふうには想定されています。もっとも国が新たに予算を生んでくれるといいのですが、それはこれから計画ができたものは28年度以降に出てくるものでその額はまだわかりません。これは今後国のほうでもまた示してくるということになるかというふうにおさえています。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） 交付金の件でもう1回整理しますけれども、26年度の補正でやられた分が基礎交付分というか27年度で使える分で、10月までに策定した場合の11月以降の新たな27年度で使える交付金3,000万円から5,000万円といていたものは27年度の上乗せ交付金という形になります。28年度以降は今岩城副町長が言ったように今後の新型交付金を使って事業を進めるということです。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） コミュニティ・スクールの関係でございますけれども、まず予算のほうですけれども、なぜ6月になったのかというところでございます。ちょっと今回国

の補助を3分の1ほどいただいております、そちらの国の補助の内定が今年度になってからきたということで補助が出た段階で今回補正になったということでございます。それとコミュニティ・スクールとは、どういったものかということもございました。まず端的に言いますとコミュニティ・スクールは学校運営協議会というのが設置されている学校のことを通称してコミュニティ・スクールといいます。学校運営協議会といいますのが地域の方だとか、保護者だとか、学校の先生も委員に構成メンバーとしてなりまして、合議制機関ということで、その点今の学校評議員制度とはちょっと違ってしています。それで白老町のほうでは小中連結型のコミュニティ・スクールということで義務教育9年間の子供の成長を見通した中で学校運営についてそういった制度を利用して学校運営の教育力を高めていくという形で考えております。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 4点目の繰越金の取り扱いでございます。昨日の一般質問でもご答弁申し上げたとおり、繰越金が26年度から本年度に繰り越されたのが1億6,000万円ほどございまして、今回の補正の財源を充当しまして約1億5,800万円ほど今現在留保されております。一般質問の町長答弁でも申し上げたとおり、今後7月の普通交付税の算定結果を見ながら、もしくはあと本年度の今後の財政執行を勘案しながら9月議会、もしくは3月議会のほうでそういう財源が残るような状況が生まれる場合は繰り上げ償還もちょっと視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。財政調整基金もプランの目標にあと4,000万円ほどで達成できるというような状況も生まれたことからすれば、繰り上げ償還も一つの財政手法として繰り上げて来年度以降の一般財源の増加要因と、もう一つは実質公債比率を下げっていくという意味では十分な役割を果たせると考えておりますので、状況を見ながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 地方創生交付金である程度流れはわかったのですが、私が聞きたいのは、先日全員協議会でこの事業名きました、既存と新規。既存の部分については今説明があったように、この繰越明許の中で十分含まれているからチェックすればわかります。ただあと新規事業の中に若者の起業支援について250万円みるとかいろいろ見ているけれども、このこれが私一般質問でしたのだけれども34件見ているのだけれども、この部分はその3月でやった8,600万円ぐらいの額の部分は今答弁あった部分だと思うのだけれども、こういう部分についてはこれから交付金の中でどう処理されているのか。前段でもうみているのだと、そういうことなのかということなのです。新たに我々議員から意見や施策を募集して先駆的な事業がある部分はわかりました。それはいいのです。ここにあるように既存が44件ですか、これから新規でするものが34件あるのだけれども、この新規に載っている部分は新型交付金でどういう扱いになっていくのですかということなのです。

○議長（山本浩平君） 高橋企画課長。

○企画課長（高橋裕明君） そのお示しした一覧表につきましては今各課とか、そういう提案を受けた事業の一覧でございまして、今後その事業をやることによつての効果の検証ですとか

そういうものを踏まえて、これから事業の検証をしていく段階でございますので、今の段階の事業が全てやるとまだ決まっているわけではなくて、これから考えられる取り組み項目がまとまった際に、その新規に取り組むような事業については交付金の対象になるかどうかという意味合いです。それは今の段階では全て新規の取り組みが交付金の対象になるという定まりはないのですけれども、今後出てくる新型交付金の要綱とか、そういうものに照らし合わせながら交付金を使える事業についてはしていくし、一般財源を使って取り組まなければならないような事業も中にはあるかもしれませんが、それは財源調整の中で取り組んでいくことになろうと思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 教育関係忘れていましてけれどもこれは3問目ですね。そうしたら先に今新型交付金をやるけれども、新規に計上しているやつは何回も言うけれども8,600万円以外に総枠、仮に極端に言うけど新型交付金が1億円あったと。既存の財源振りかえしたり新しいものがちょっと入れて8,600万円あるのだけれども、残り仮に2,000万円あったと、その部分についてのこの新規の部分で、これから何個か選択してやれる事業があればその中で交付金が今財源留保しているからできるのだという考えではなくて、新たにやるということですのでいいですね。新規に移るということですね。そうしたら我々や議会とか、有識者から施策や意見を聞いた部分にプラスアルファされて事業が一つの一覧になって、その中から選ぶという意味でいいのです。それは私も期待していたのでわかりました。それで教育委員会のほうに伺うのですけれども、今答弁いただいて、コミュニティ・スクールについては小中連携と言いましたけれども、そうすると小学校、中学校つながっていくと思うのです。それはわかるのですけれども、そのコミュニティ・スクールについていろんなパターンがありますね。連携はわかったのですが、どういう形のものを目指すのか。そういうことが教育委員会できちんとあって調査をするのか。もう一つは先ほど学校支援地域本部事業とか、学校評議員制度も入っていますけれども、それとあまり重ならないというのだけれどもこれは何となく共通する部分というのは屋上屋重なる部分があるのだけれども、その辺についてこれは学校になりますね、白老町地域全体のコミュニティ・スクールではなくて学校指定になると思うのですけれども、その辺はどういうふうに整理されて目的達成になるのか。ちょっとイメージがわからないものですから。だからそれに対してどういう調査をするのか、その辺だけ伺っておきます。繰上げ償還の件はそれでよかったらいいということですのでいいです。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） このコミュニティ・スクールの件につきましては先ほど高尾学校教育課長のほうからも若干ご説明を申し上げたのですけれども。このコミュニティ・スクールはもともと平成16年の地方教育行政法の改正の中で出てきた学校と地域それから保護者の形態の学校のあり方というか、そういうものの中で出てきたものなのですけれども、今確かに本町においても学校評議員、それから学校支援地域本部事業等を行っております。それはあくまでも学校に対する、どちらかというところ支援、ボランティアの形です。校長の要するに諮問によっ

て評議員がこういうふうなことをしたらいいのではないとか、こういうふうなことをもっと親御さんからの経営方針を踏まえてこういうふうにしていくべきだとか、そういうふうな意見は述べることができます。今度コミュニティ・スクールの場合は学校運営協議会を学校の職員、大抵は校長、教頭、それから教務主任あたりがその中に入るかと思えますけれども、学校とそれから地域、保護者との学校運営協議会をつくりまして、その中でもっとただ支援をするという意見を言うというだけではなくて、学校の学校経営に対する学校運営に対する、要するに参画を地域、住民、保護者がしていくというところが大きな違いでございます。だから具体的にいえば校長が年度初めに学校経営の基本方針を出します。それに対して地域、住民、保護者、運営協議会の委員が校長の学校方針に対して、いや地域の実態はこういうふうになっているのでこのところはもっとこういうふうにするべきだというふうなことを意見、具申の形で行って、その中で了解を得なければ学校方針として打ち出していけないと。そういうようなところがイメージ的にはこれまでの学校とは違ってくるかと思っております。今後本町におけるこのコミュニティ・スクールのあり方については、今導入の試行の段階というふうなことで今回文部科学省からの促進事業の補助をもらってやるのですけれども、来年度白老地区が小学校1校、それから中学校が1校の形的には小中一貫の形になります。今後、今国の教育再生実行会議においても第6次の提言の中でもしっかりと出されておりますけれども、要するに学校を核とした地域コミュニティづくりも含めて、今後子供たちの学力向上だとか、地域に対しての人材としての育成の中でやはり小中一貫の中で教育課程を組んでいったほうがより効果的な教育活動ができるというふうなことが出されております。先日ももう既に法的にも中高一貫のできるという法律も学校教育法で変わっております。そういうことを踏まえまして本町においても子供たちの義務教育期間の9年間を今度はどういうふうに、本当に6、3でいいのか、4とそして2、2だとか、そういうふうな形でやれるのかどうかだとか、そういうふうなことも含めて9年間を学年、区切りも今言ったようにまず4年間やって、2年間やって、そしてその後また3年というふうにくるのか、もっと2から3を中においてやるのか。そういうふうなことも含めまして子供たちに一貫性のある教育課程を組んでいくことで、これからの時代が必要としている人間を育てていくことができるのではないかと、そういうふうな見通しに立って今後進めていきたいと思っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。今のコミュニティ・スクール導入促進事業に関連しまして、最初の説明で制度説明のための講師の予算というふうに説明を受けたと思うのですが、その説明をする対象者は誰になるのかということと、それと今若干説明いただいたのですが私も十数年前にコミュニティ・スクールが導入され始めたときに高校で提案したことがありましたが、まだそういう地域の方々の教育力にもう少し上がってからのほうがいいのではないかという助言をいただいたことがあります。地域が地域の特色ある学校づくりをするためにこのコミュニティ・スクール制度というのはあるのですけれども、その地域の教育力を上げるための方策はどのように考えていらっしゃるのかと、これを導入することによ

って白老町の小中一貫の教育にどのような効果があるのかをお尋ねします。

それと白老中のキャタピラ式昇降車の購入事業なのですが、これは株式会社サンワというところの昇降車を導入する予定ということをお聞きしましたが、乗る人が恐怖を感じるということを知ったことがあります。あと操作の仕方によってはまっすぐ上がっていかず壁に向かって上がっていくという事例もあります。あと1番事故があるのはステップから脱輪するというのも聞いております。そのさまざまな危険の事例を承知した上での導入決定なのかということをお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） まず1点目のところで出ておりました、以前に議員のほうからそのコミュニティ・スクールの提案を申し上げたときにまだ時期早々だというふうなことのところでございますけれども、今教育がどういうふうな役割を果たしていかなければならないかというのは非常に大きな問題であります。ですから今本町においても総合戦略というか、地方再生のための総合戦略を立てておりますけれども、やはりその底辺にあるのは教育をどういうふうにしていくか。要するにまちづくりをしていくときには人づくりだというふうなことをよく言われるけれども、そのところがやはり教育がしっかりと支えていかなければならないところだと思っております。そういう中で本町の状況がその学校運営協議会に参加する住民や保護者の教育力がどうなのだという心配のことだと思っておりますけれども、私はこれまでは学校現場、それから教育行政におりまして地域の白老町の住民の皆様、それから保護者の皆様については十分学校との連携を組みながら子供たちをどういうふうに育てるべきかというところはしっかり持っているというふうに認識をしております。それから今回の導入にかかわって説明会等々、学習会をしていきたいと思っておりますけれども、対象はもちろん地域の住民、それから保護者を対象に行きたいと思っております。講師は今文部科学省から専門家を呼んで制度のあり方、それから各地のコミュニティ・スクールの状況等を踏まえての説明会を11月ごろまでにはしたいというふうに今計画をしております。このコミュニティ・スクールの今後の成果ということとは、今学力調査もやっております子供たちの知識、技能の基礎力というのは本町の子供たちにおいても100%花が咲いているかということではありませんけれども、随分こう高いといか、全道レベルには達してきている中でやはり今世の中が求めている、そして子供たちに力をつけていかななくてはならないのは活用する力なのです。その活用力をどういうふうにつけるかということは子供たちの今義務が持っている9年間というスパンの中で、ではどういうふうにつくっていかなければならないかというふうなことを考えたときには、やはり今すぐに小中一貫という形はできないかとは思っておりますけれども、小中連結をまずしっかりと教育課程の中で進めることによって、先ほど言っていた活用する力を育てていくことが今後子供たちが社会に出て大きく羽ばたく力になるのではないかというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 白老中学校のキャタピラ式昇降機の関係でございますけれども、安全性についてですけれども私どももちょっと実際の使っている場面とかは見たこと

はないのですけれども、映像でその状況を見たのですけれども確かに乗せた後に前のほうに持ち上がって階段に上げるという形があるので確かに恐怖感はあるのかなというところはちょっと感じたところではございますけれども、実際登別市等でも今使っているということで、あとそのスロープ式についてもやはりちょっと乗り降りだとかの場合のその危険性も伴うということも考えますと車いすに乗ったまま昇降できるということのほうが、当然必ず一人、人がつきますのでそちらのほうでそういった研修というか、よく取り扱いを承知していただいて、それで安全性を保っていただきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。昇降機についてはメーカーから多分講習する人間が来て講習を受けると思いますが、その講習を受ける人を誰にするのかとか、あと全校生徒にその昇降機が多分とても興味深く見始めて触りたくなるだろうということは想像できますので、生徒に対する周知の仕方、そこも注意していくべきではないかというのが1点と、コミュニティ・スクールに関しては私も地域で特色ある学校づくりを進めていくのは賛成しております。それでぜひ進めていただきたいのですけれども、白老町の特色ある教育によってやはりここで子育てする小中学校のうちに義務教育でこれだけの学力がついて、これだけの人間力がつくという白老で教育するところなるのだというようなものを目指していただきたいと思っておりますので、ぜひコミュニティ・スクール導入は促進していただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） これは質問ではないですね。

○11番（山田和子君） はい。コミュニティ・スクールはいいです。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） キャタピラー式の昇降機の関係ですけれども、説明を受ける場合は基本的には担任というか、特別支援学級の担任の先生がいますのでそれらの方を中心に複数で使用方法がわかるようにということで、できるだけ多くの先生に説明を受けていただければと思っております。それとあとは生徒たちの指導ですけれども、生徒たちにも最初はそういうふうに興味本位というか、そんな形もあると思うのですけれども中学生ですのでその辺しっかり、生徒たちにもしっかりこういうものですよということをきちんと最初の段階で見せてそういうことがないようにということでの指導はしていくということです。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 3番、斎藤でございます。23ページのコミュニティ・スクール導入の件について、もう一度古俣教育長からも説明もあり重複するかもしれませんが、まだわかったようなわからないような部分というのが多いものですから、もう少し話を聞かせてほしいと思っております。私は教育というのは地域、そして父母、学校、一緒になって育てていかなければならないのだという大原則はこれはもう間違いなく私もそうあるべきだというふうに思って考えてはいるのですけれども、ただ今回のこのコミュニティ・スクール、まず確認したいのですけれども、5年間で全国その対象校の1割、3,000校ぐらいを目標にして進めるというふうになっていきますね。来年ぐらいでその目標を成し遂げるというふうになっているのです

けれども、まだ先ほどおっしゃったようにその制度というのは模索中であり、試行中である。ですから今はモデル校という形でやっているのだとは思いますが、何でも、何でも急いでしなければいけないのか。全国1割の学校、これは保育所、幼稚園から高校まで全部が対象になっているのでないかというふうに私は見ているのですが、その中の3,000ですからまだほんのわずかな部分ですね。そうすると本当にしっかりとその狙いというものを見定めていかなければならないのではないかというふうに思うのです。それで先ほどの古俣教育長がおっしゃった教育的な狙いというのはわかるのですが、そのために急いでやらなければならないのか、あるいは財政的なメリットもあってその部分で急がなければならないのか、そのあたりこれも導入するに当たっての検討の中で十分話し合った経緯があるのだと思いますけれども、そのあたりについて伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 今齋藤議員のほうからお話ありましたように、国では第2期の学校教育振興計画に基づいて全国で3,000校を一つの目標にして今進めております。そういう中で今お話があったように、もっとしっかりとした全国的な各地の実態等を踏まえた中で、この導入を考えたほうがいいのではないかというふうなお話かと思っておりますけれども、先ほども申し上げましたように、やはり今の教育の情勢といいますか、子供たちの状況を考えていったときに小学校、そしてまた中学校という一つの今までの義務の分け方の中でカリキュラムを教育課程を組んでいるよりは、もっと子供たちの学力だとか、それから学校生活をスムーズにいくためにはやはり連携だとか、一貫だとか、連結だとか、そういうことは非常に大事なときになってきているように思っています。ですから文部科学省も中1ギャップだとかというふうなことでも出しているように、その接続というのは今は非常にさまざまな問題をはらみながら、その解消を図るためのことをしております。そういう中で本町の状況を見たときに、先ほどもお話したように学力的なこともあります。それだけではなくてさらに子供たちが地域の中でしっかりと一貫性を持った教育課程のもとで育ていくためには、教育委員会の中ではやはり小中一貫ということに向けての方策での教育課程づくりが大事ではないかというふうな結論のもとに、今回導入の促進という事業を持ちながら本町の全部ではありませんけれども、先ほど言ったような状況もありますので試行の形で導入を図っていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 3番、齋藤征信議員。

○3番（齋藤征信君） 齋藤でございます。今の答弁を聞いてさらにわからなくなるのですが、学校評議員制度がございますね。本部事業もありますね。これは先ほどボランティアの形でと言いました。それで今回のやつは運営協議に参画するのだと。こういうことですね。そうすると本当に今古俣教育長おっしゃったことは全部制度上の問題ですね。小中一貫を狙うとか、そういうような将来的な展望まで含めて制度そのものを何とかしたいと。そういうことに今回のこの学校運営協議会がそのことを全部背負い込んでそこまで論議をすることができるのか。本当に専門的な知見を持たなければなかなかそういうことというのはできないはずで

ね。それがこのいろんな形の人が集まってきて勝手に話をして、ああではないか、こうではないかということで制度を決めていこうとする土台をつくるのかどうなのか。そうであれば今まで学校評議員制度でいろんなことを言っていた、その中にみんなの意見がどうなのかということを集めればそれで十分すむのではないかというふうにも考えられるのですね。そうすると屋上屋を重ねるようなそういう制度にならないのかと、そういうことを心配するのです。本当に今話を聞いていると制度上の問題まで突っ込んでいきますとすごく危惧をするのです。それだけの専門的なことを地域の人たち、父母に要求していくのか。そのあたりの見解を伺います。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） ご心配の部分につきまして先ほども山田議員のほうからありましたように、参加する地域の住民の皆さん、それから保護者の皆さんが、ではどれだけ教育的な知見を持って、参画できるのかと、そういうふうなことは確かに一方にはきつとあることだと思います。ただそのことが地域の子供を育てるという中で、あんたは知見がないから教育に参加できないかということではないだろうと私は思います。ですから親として、保護者として、それから地域の住民として、どういう子供を育てていかなければならないかというところがしっかりこうあれば、その運営協議会の中で考えていく部分というのは非常に学校の教員が持っている知見とはまた違った部分での教育に対する考え、見方はあるというふうに私は信じております。ですからただ単に制度的な縛りをもって学校運営協議会をつくり出すかというところだけではなくて、今まで持っているうちのまちで今までやってきた学校評議員制度だとか、それから学校支援地域本部事業の中で得たものをしっかり抱えながら学校運営協議会づくりをしていく、そういうことが私は今やるべきだというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。もう1回だけ。今のおっしゃったこと、子育てのどういうふうな子供に育てていきたいかということと、国の制度として教育制度としてのどうあるべきだということ、これは全く違うものだと思うのです。それを一緒に論じたら、これはちょっと論外なものですから、私はそここのところで議論をしてもしようがありませんので制度は制度でやはりあるべき姿というのはどこかで原案をつくっていかねばならないことだろうと。それを子育ての最中にこういう制度もあったらいいねという話が出てくるのならわかります。だけれどもそれを一緒にして国の教育制度に任せていくというのは、これはおかしい話だということが一つ思うのです。ですからそのことともう一つは、このコミュニティ・スクールが出てきた1番最初に反対したのは誰か、学校現場なのです。学校の先生方がそうでなくても多忙化の中で忙しくて忙しくてどうにもならない。これ以上地域だとか、お父さん、お母さん方とこれ以上やっていったらとても身が持たないと、こういう話でかなりこれは大きな問題として出てきたのです。それを乗り越えて今白老でもやろうとするのか。いや先生方には迷惑をかけませんということにはならないだろうと思うのですけれども、そのあたりはどんなふうにおさえてこれを進めようとしているのか、お伺いいたします。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） 1点目の制度のあり方といいますか、国の制度として確かに今法的にもこの制度設計というふうなことがなされております。ただこれはあくまでも何事もそうですけれども、やっていくときに一つの制度の中で確かにその制度に沿ったあり方は踏まえなければなりませんけれども、その制度に縛られることなく本町の持っている教育環境の中で、地域状況の中でどういうふうな具体的な制度設計をしていくかというのは、それはうちの教育行政の持っているやり方だというふうに私は考えております。ですから決して制度は無視するわけではないですけれども、その制度のみに縛られたような今言っているコミュニティ・スクールをつくり出そうというふうな考えは私自身の中には少なくともありません。それからもう一つ学校現場とのかかわりなのですけれども、このコミュニティ・スクールが出てきたときにもっと言えば1番学校で懸念したのはコミュニティ・スクールの中にある学校運営協議会が人事のところまで物を申すというふうなあたりだったのです。ただそのことについて、では学校運営協議会が人事権まで持っているかということそれは違うのです。ただ簡単に言えば、うちの学校はこういうような子供を育てたいからこういう教科の先生が欲しいだとか、それからこういう部活を盛んにしていきたいからこういう部活の技能を持っている先生が欲しいだとか、そういうようなことでの人事の話です。それからもう一つは、今斎藤議員がおっしゃったその学校現場の多忙化、これは確かに非常に大きな問題になっております。实际的にやはり時間外縮減をどうするかというのはずっと今大きな問題として教育委員会としても取り上げてやっておりますけれども、ただその多忙さをどこで見るのか、何を多忙化とするかと、そここのところはしっかりと学校現場に対しても私はこれまでもお話をしてきたつもりだし、それから今その多忙さをどこで見るかということは、要するに保護者、地域とのかかわりを多忙と見るのか。子供の教育としての地域を含めて子供を育てていく、その関係づくりを多忙とするということであるならばそれは大変な問題だというふうに私は思っています。ですからコミュニティ・スクールをつくることでの保護者、地域住民とのかかわりを多忙というふうなことは決して私はないというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 2番、吉田です。25ページのところで伺いたいと思います。今ほど昇降機の話が出ました。キャタピラー式で149万円ということで、これを設置する設置の考え方、ほかの学校がありますね。白老中学校に設置するわけですか。ではほかの学校に設置が必要なのか。障害者が何人いたら設置するのか。これは先ほど山田議員から出ましたように本当に障害者が安心して学校に登校できるように安全と安心のためのものですから、本当に安全管理をするということは確かなのですけれども、どこの学校に通っていても同じ条件が整っているということが私は必要だというふうに考えます。そういうことから前に私述べたと思っておりますけれども、緑丘小学校でやはりそういう子がいて先生がおぶって上がっていくと、そういう話を聞いてこういったものを考えられないかとお伺いしたことがありました。白老中学校につけるといってお話を聞いたときにもう中学生になったのかと一瞬思ったのですけれども、1人ではないのかというふうに思いまして、今後の教育委員会としての考え方としてこの昇降機設置

をするための条件というか、各学校に対してのその設置の考え方はどのように持たれているのか、その点1点伺いたいと思います。

それともう1点、中学校の耐震化、小中学校の耐震化、これは中学校の耐震化で15年度の事業として載ってございましたけれども、私はずっと耐震化、これはやはり子供たちの安心、安全な学校生活を送るということと、災害があったときの避難場所にもなるということを含めて、その安心、安全な学校づくりということでずっと耐震化を訴えてまいりましたけれども、今回この中学校の工事が終わるということで、白老町における今後の耐震化率と、それから残っている学校の耐震化をいつまでに終えようとしているのか、その点伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） まず一つ目の設置の考え方ですけれども、先ほどおっしゃってました緑丘小学校の話ということで、一応今回白老中学校につけるのはそのお子さんの部分も含めてということの考え方でありまして。そういった対象の児童がいるということでの今回設置です。それで今回キャタピラー式を導入しましたのも例えばそのお子さんが卒業したときには全く使わない状態になるだとかということもありますので、それはそういったまたお子さんとか、そういう必要があるときに各自設置していくという考え方になるかと思っております。複数必要だということも考えられますけれども、それは小学生も体格で先生方で対応できる部分と、ちょっとこの部分は無理だという部分も考慮しながらその都度検討していかなければならないというふうに考えております。

それと耐震化なのでございますけれども、今白老中学校が終わりますと残りが今度移転する旧竹浦中学校の校舎と体育館、それと残りがあと萩野小学校になります。それでちょっと率が今現在69%なのでございますけれども、白老中が終わりますと85%になりまして、そのあと実施設計をかけたしまして、竹浦はことし予算で実施設計の分を持っていまして来年度工事をするということにしております。萩野小学校につきましては一応教育委員会のほうで予定としては29年度ということで実施計画に上げております。実際そのほかの財源の部分ということは出てくるのですけれども、今のところ教育委員会としてはそういう予定で進めたいということで考えております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） このキャタピラー式の昇降機なのでございますけれども、先ほどおっしゃってましたように小学校であれば子供は体が小さいとかいろいろおっしゃってましたけれども、おぶったり何かすると何かあったらその方に責任があるのです、先生に。そういうことも考えるとやはり準備できるものであって財政が許せば、必要なところに回すことはできますね。いらなくなったらまた回す。子供は成長していくわけですから。そういったことも含めながら必要なところに必要なものをきちんと置いておく、それが同じような形でどの学校にいてもそのことが平等に受けられるという、使えるという形をやはり教育委員会としてはしていくべきだというふうに考えております。

それと耐震化のほうの関係なのですが、今予定を伺いました。今回ちょっと報道の中で6月に入ってから15年の4月1日の状況の全道、全国の出したのですけれども、この西胆振の中

でも出しました。1市4町の苦小牧と白老、むかわ、この中で1番日高はほとんど全部100%です。学校の数もあると思いますし、ただ白老町も毎年計画をもって本当に私もかなり言ってきましたけれども、本当に毎年計画をもって財源もありますのでその財源の許す中で努力をされてきたと思うのですが、15年度中に100%にするというのは、これは勝手に国が目標つくったのですけれども、100%にしたと。そのかわり財源の応援も15年度まではきちんとしますということなのです。3分の2、もしかしたら最高6.7%の負担でできるということもあります。耐震診断のほうはこれは閉校する学校があると思いますので、これは白老だけなのです。あとほとんど100%なのです。だからそういうことからいくと今後やっていく、閉校していくということを含めてやらないのだというふうには思うのですが、この29年度まで萩野小が終わると29年度までかかるということだと、15年で大体この予算の支援は終わるということになります。そうすると28年、29年、この萩野小学校、それから竹浦のほうの28年度の実施の予定というのは自前でやられるのか、それとも国としてまだその計画を持っているということで示せば予算の措置があるのか、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） まず自前になるかどうかという部分ですけれども、基本的には今回15年度までというのはかさ上げがあると、通常2分の1が3分の2になるということでございますので率とか一般財源の持ち出しは多くはなるのですけれども、全く一般財源ということではないので、その辺ちょっと今後の協議になりますけれども過疎債ですとかそういうものを充てていただくとか、教育の基金だとか、公共施設の基金だとかをこれからの調整になりますけれども、それを充てていきたいというふうに教育委員会では考えています。それと先ほど率のほうの話もありましたけれども、うちはやはりこの間新聞でも出ましたようにちょっと低いのですけれども、実際統合の関係で白老小学校、これは棟数で考えますので結構棟数が多いということでその部分で率が上がっています。それで28年の4月1日になりますと先ほど85%と言いましたけれども統合の部分と白老中学校工事終わりました今85%になるということと、28年度に竹浦小学校の校舎の耐震改修を予定しておりますけれども、それが終わりますと95%ということになりますと、萩野が終わって29年頃には100%ということになりますので今ちょっと統合の関係で白小の校舎等が影響しているということでご理解ください。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） わかりました。文部科学省はこういう状況を得て苦小牧をはじめ、99市町村に対してきちんと指導していくというふうになっています。そういったことが載って報道されるとやはり町民として、私は苦小牧が少ないというのは学校数も多いですし、先ほど言ったようにクラス数、いろいろなことに条件があるので単純に日高は100%、学校も少ないですし統廃合もすごく進んでいますのでそういった形で違うと思うのです。だからそういった面を含めて白老の広報でもいいと思いますので、耐震化はこのように進めて29年度には全部100%になりますというような形をきちんと示していかなないと、やはり最近また地震が大変多いのですので父兄の方々も大変心配されると思いますので、そういった皆さんに情報提供を

きちんとしていくということが大切かと思いますが、その点を伺って終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 保護者の皆様に説明する機会をとということですが、そういった部分では今言ったような話を機会がありましたらご説明すると。なかなか広報という部分ではまだ確定的ではなくて、先ほど言った金額とかもありますので学校のお知らせ等でちょっと学校のほうにお願いをしてそういう部分は情報として提供させていただければと思います。

○議長（山本浩平君） ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時20分

○議長（山本浩平君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ほかに質疑がございます方。7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 15 ページの宅地分譲地整備事業と、それから人工透析患者送迎車両購入事業についてお伺いいたします。15 ページの宅地分譲地整備事業なのですが、ここは東町の旧町立病院のところと伺っております。これは確か何年前に借り上げ公営住宅の話があって白老の大町とか、まち中に公営住宅をつくって集約するという話があったのですが、ここのところまとまってこうやって広い土地があるのですけれども、そういう考え方にならなかったのかどうなのかということが一つあります。

それともう一つ、この場所を住宅地の貸し付けとして例えばよそのまちでしたら50年とか、そういうような、住宅を建てるにあたって土地を売るのではなくて貸し付けするという考え方で分譲しているところがたくさんあるのですけれども、そういうお考えにならないのか、その2点をお伺いしたいと思います。

それともう一つ、人工透析患者送迎車両購入事業のところではこれは町立病院とか町内の病院を利用しているのかどうかということ人工透析患者の方々に調査とかそういうこともちゃんとやっていらっしゃるのかと思っております。というのは本来送迎車を買うからどうのというわけではないのですけれども、白老のこの人工透析患者さんの方々が送迎で行くのはいいのですけれども、ほかにも難病の方とかいろいろ病気を抱えている方がいる中でやはり人工透析のこの車を持って行かれるというのはすごくその患者さん方にとってはメリットだと思うのです。その中で果たして白老の町立病院とか町内病院とかをちゃんと使っていてくださっているのかどうなのか、そういうことをきちんと調査し、そして町立病院の運営が厳しい中でちゃんとそういうタイアップしているのかどうなのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 今のちょっと確認なのですが町立病院では人工透析の治療というのはできないのです。

○7番（西田祐子君） 透析以外の病気を町立病院とか、町内の病院でかかっているのですか。そういうような調査とかをしているのですか。町内の病院とか、どこの病院を使っていますか

という調査をしていますかと。そういう調査をしているかどうか回答いただければと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 1点目のまち中整備の公営住宅については担当課長だと思いますけれども、私のほうから50年の定期借地権をつけたままよく制度として民間でもそういう制度を都会でやっているというのは十分聞いておりました、ただ私どもの町に分譲地につきましては売却益を収入を得てやるという考え方のもとにこの制度をやっております。たまたま今回は1区画については子育て応援支援の方が買うということでございますけれども、その他分譲地ではどうしても町外の建築業者で建てたいという場合は土地を取得していただいて、その財源が町のほうに入っていくというような状況でございますから、定期借地権の制度もありますけれどもこれまたちょっと検討しなければいけない、50年後どうするのだという、更地にして戻してもらうということですから、そういう希望をするような住民がいらっしゃるのかというのもこれは検討の余地がありまして、その辺は今後の課題として捉えたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） まち中の公営住宅の関係をお答えしたいと思います。東町の病院跡地等にまち中という計画の中での公営住宅の建設については、今現在きちんとした形の中で計画が立てられているかということ、そういう状況にはなっていません。なのでその部分については課題という中で現課のほうでは捉えているといったような状況です。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 人工透析の関係でございます。ご質問の内容といたしましては、人工透析をやっている患者さんがそれ以外の疾病をそこ以外でかかっているのかどうかという調査をやっているかというご質問だったと思います。実際にうちのほうで数字を持っているわけではございません。ということは調査を実際に行っているわけではなく、人工透析だけの通院という形ではなく、それ以外の疾病もその病院でかかっているケースもございますので、なかなかそれ以外の病気でどこに通院していますかということの調査は実施はしておりません。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 宅地分譲地の50年の借地契約というのですか、それとかまち中公住工事とかをやはり考えていかなければいけないのかと。2020年の国立化ということになってきたときに白老町内でいろいろな事業をやって若い人たちを呼び込もうといったときに、若い人達が住めるような公営住宅があるのかということになると非常に難しい。何年前にも住宅のそういう計画の中で10年くらいになりますか、結局借上げ公営住宅をするということで例えば建設協会とか、そういう事業者さんがつくった建物を白老町が借り入れる。そういうことをすることによって、普通の公営住宅でしたら高齢者の人とか、そういう人たちしか入れないけれども町有住宅になると単身の若い人たちも入れるというメリットもありますので、そういうところもぜひこういう白老のまちづくりを今していく中で考えていただければと。ただこれは広いまとまった土地なのでちょっともったいないという気持ちもあったものですから、そ

ういうつもりでお伺いいたしました。それともう一つの人工透析のほうなのですけれども、今急性期病院と、それから白老町のようなこういう町立病院とか、診療所の病院とかを国の中で今一生懸命すみ分けをしている最中だと思うのです。実際に白老町もそういう通院している患者さんをやはりそういう小さな診療所とか病院とかで診るというふうになってくると思いますので、そういうところは積極的に白老町としてもお客さんになってもらえるような努力が必要なのではないかと。そのためにもぜひ調査したらいかがでしょうかという提案なのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） まち中公住の関係は私のほうからお答え申し上げます。今回補正予算で出させていただいているこの地区に限っては10区画のうち7区画がもう売れておりまして、残り3区画しかありません。そういう部分でここはあくまでも分譲地ということで、先ほど安達財政課長お答えしたとおり、そこの方針は決まっていますのでこれは残り3区画も早く売れるようにそれは努力していくという部分、それが一つ。それからもう一つまち中公営住宅、公営住宅は公営住宅法という法律がいろいろありますから、今西田議員がおっしゃったのは町有住宅というふうに言っていたので町有住宅というふうになれば単身者も入れるいろんなメリットがございます。それも私どももいろいろ検討はしているのですが、民間アパートとか民間さんの部分もありますし、その辺はきちんといろんな部分の協議は重ねてきた経緯はございますが、今町がどこまでできるか、その点の部分はまだちょっと課題としてあります。土地は確かにきのうも一般質問の議論の中にもありましたけれどもいろんな跡地利用も含めた中で総合的な判断していかなければならないかと考えておりますし、まち中に必要性というのは認識していますので、その辺はもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（山本浩平君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 昨年に医療介護総合推進法というのができまして、その中で各医療機関のそこの病院がどういう病床で、どういう医療機能なのかということをやっと求められております。その中で高度急性期、急性期医療、あと回復期医療、慢性期医療と四つの中からいわゆる分化して、そういうところで各地域の医療を連携しなさいという形になっているのですけれども、私どもの病院といたしましては回復期医療と慢性期医療の間ということで回復期医療、特に在宅を目指すという回復期医療という医療機能の分化ということで病院は捉えております。その中でやはり東胆振の医療圏、特に大きい病院であります市立病院さんとか、王子病院さん、そちらの高度急性期とか、急性期の医療が終わった患者さんがうちのほうに来ていただいて、例えば入院するとか、あとは外来治療を受けるとかということをや地域医療の連携ということを考えてございます。今後の例えば先ほど言いました透析の患者さんとか、あとは難病の方とかそういうところの調査といいますか、そこまではうちの病院としてはやっていないのですけれどもやはり地域、うちのほうに相談室がございますので相談室のほうに各種医療機関さんから紹介を受けた方を受けるとか、そういう形はしております。ということは先ほど言いました調査事業というのはちょっと病院ではやっていないということはお理解い

ただきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 今後も調査の考えはないということですね。野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 現状ではないと思います。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） 野宮病院事務長、丁寧に説明していただいたのですが、私はこの人工透析のバスを購入するにあたってやはり担当課は健康福祉課ではないかと思っているのですが、そういうようなことは考えていないのか考えているのかということなのです。これは今までほかの病気の人たちは人工透析とかこういうような車に乗らないで自前で病院に行っているわけです。この人たちだけ車を白老町で買って行っているわけです。そしてわずかながらのお金で行っている、大変利益を被っているのだけれども、その人たちの病院は人工透析以外のほかの病院はどこにかかっていますか、白老町は使ってもらえないのですか、町内の病院を使ってもらえないのですかということのためにも調査したらいかがでしょうかと聞いているのです。しないのならしないで結構ですけれども。

○議長（山本浩平君） 長澤健康福祉課長。

○健康福祉課長（長澤敏博君） 申し訳ありませんでした。議員のほうで今ご提案ありました。人工透析の送迎を受けている患者さん、大体 25 名から 30 名ほどいらっしゃいます。このバスを使っている方。その方が通っている病院というのうちのほうでは当然把握はしております。それ以外の疾病において他の病院にかかっているか、かかっていないかというのはいろいろなアンケートという形の中でできることもありますので、そのアンケートの中身の中の一つという形でやって、ただそれが果たして町内の医院、病院のほうにつながるかということまではちょっとうちのほうでも積極的に通院を促すというわけにはいかない部分もございますので、どういう病院にどういう病気がかかっているか、中にはお答えできないという方もいらっしゃるかとは思いますが、アンケートという形の中で簡単な調査という形で、今ありましたように人工透析以外の疾病で他の病院に通院しているかしていないかという調査はできると思います。その目的というのが要はそういう場合においてどういう形での通院をやっているのか、そういうことも含めて今後そういう疾病で町内の医療機関にもしかかれるようであればそういう情報を提供、町立なら町立のほうに提供するとか、そういう形で目的を持った形で考えていきたいと思えます。まず目的をどういう形でその送迎を受けている方にお伝えするか、その辺も検討をしながらこの調査についても再度検討していきたいというふうには考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。25 ページの昇降機の関係、ちょっと関連して確認事項で聞いておきたいことがあります。今回設置されますこのキャタピラー式の昇降機、すばらしいものだと思いますけれども、この維持、点検整備また保証についてはどういう形になっているのか。これは機械式のものでありますから常日ごろそういった点検整備また保証の関係がしっかりしていないと多分うまく稼働しないものではないかと思うわけです。車や何かと一緒にですね。あともう一つ、これは使わなければ、今回は需要があるから設置するのですが、結

局使わなければまた何年も使わないで置いておかなければいけなかったり、重複して使わなければいけない場合も出てくるわけですね。萩野中学校で使わなければいけない、白老中でも使わなければいけない。そのときにまた買わなければいけないものなのか、それとも先ほどの同僚議員からちょっと話がありましたけれども、買わなければいけないものか、それともリースという形の中で例えば中学校3年間なら3年間をリースという形でもってこういったキャタピラー式の140何万といえども3年間でしばらく使わないとかという場合もあるわけですから、そういったことも考えられないのか。メーカーとのまた折衝にもなってくるかもしれません。需要がなければ結局は買い取ってほしいという形になるのかもしれないけれども、そういった形のものの交渉なんかはできないものかどうか、その辺も含めて確認です。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） まず維持、点検の関係なのですけれども、基本的に年1回は必ずするというので、購入した当初はしないのですけれども2年目からするというので、登別市にちょっと確認をしたら年間2、3万円程度ということの金額で点検はできるということ聞いています。保証については通常そういう器具ですので、機器的に問題があった場合の保証というのはついているというふうに確認しております。リースとかの考え方ですけれども、ちょっとまだ詳しくはないのですけれども、実際台数は制限されているのですけれども今、道のほうでも何台かリース用に持っているという、絶体数がないのですけれどもそういうこともあったり、今後こういったものがちょっと広くなればそのリース業とか、そういうところでも取り扱うことができるようになればそういったこともぜひ利用していきたいと思います。

○議長（山本浩平君） 1番、氏家裕治議員。

○1番（氏家裕治君） 1番、氏家です。わかりました。維持、点検については年1回の維持、点検、そういった形の中でもって維持をされるということで、保証についても多分何年か、まだはっきりきちんと詳しいところまでされていないのかもしれませんが。しっかり登別市あたりが使っているのであればその辺しっかりとらえて、その保証期間のことなんかもしっかり頭に入れながら考えていただければと思いますけれども、リースにしてもこれからちょっと勉強していただいてそれも一つ、そして各学校間での例えば融通といいますか、もしそれが地域の中で連携ができるのであれば苫小牧、登別市さんあたり、苫小牧にあるかないかわかりませんが、そういった連携も含めて考えるべきではないのかと。それは有効に使って、こういった機械というものは置いておけば置いておくと機能しなくなっていくとか、そういったこともありますので各学校間でうまく連携ができるのであればそういったことも含めて考えていただければと思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（山本浩平君） 高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） 氏家議員の今のご提案きちんと受けとめまして、そういった方向で地域とも連携しながら、そういう融通をきかせるような教育局もありますので、そういった部分でやっていければというふうに考えています。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。2点伺います。先ほどからの議論があったコミュニティ・スクール、23ページの導入等促進事業で、これは同僚議員のほうからたくさん議論がありましたので大枠は理解しました。ただこれは趣旨としては学校を開くという意味でも、あと学校上のさまざまな課題が起こったときにそれを共有できる世界として私はこれはいい事業として捉えていました。ただこれは説明を受けてもこういうふうに共通理解がなかなか難しいところがあります。これは保護者や学校への位置づけ、この制度導入の趣旨等の理解が大変重要になってくると思うのですけれども、これは具体的にどのようなお考えで周知徹底のほうを進めていくのかについて。

あともう一つ、これはいい事業のこのねらいをきちんとするためにもどんな子供に育てるのかと。このコミュニティ・スクールの保護者の方、地域の方と入って議論を進めていくのは大いに結構だと思うのです。ただ例えばその発達観や学力観、こういった部分をどういうふうにしてその共通の議論の土台としていくのかという部分。その制度に実を入れるためにどういう議論を進めていく、その規定となる考え方についてまず1点。それと9ページ、ふるさと納税資金の部分なのですけれども、歳入歳出どちらにもあります。これは制度設計を進めながら検討しているということで担当課が大変ご苦労されているというふうに伺っておりました。このあたりの設計についての実情と見通しについて、どのような今進捗になされているのかについて。

○議長（山本浩平君） 古俣教育長。

○教育長（古俣博之君） まず導入に向けての周知につきましては、先ほども申しあげましたように町全体的には11月の頃までに全町内の保護者、それから地域住民を対象にした制度のあり方、それから全国的な導入の状況についてのお話は説明会はやっていこうと思っております。今導入しようとしている白老地区につきましては、この事業の導入にあたって加配措置があります。1人多く今白老中学校にこのために入っております。その教員だけではできないのではないのですけれども、そういう教員を核にしながら、今でいう今度統合になるところの学校保護者、教員、それから地域に対しての説明会はまた学校ごとの機会を設けてしていきたいというふうに思っています。それから最終的には先ほどから申しあげているように、小中一貫の教育を進めるにあたって、本町においては昨年度からそれに向けての教員チームをつくりながら今進めてきております。そういう中で最低限まずは子供像をどういうふうにするかということで、昨年度白老町の、それぞれの学校には求める子供像がありますけれども、町としての子供像をはっきりさせております。そういうものを持ちながら、ではそういう子供にするために具体的にではどういうふうな学校教育が必要なのか、または家庭教育が必要なのか、地域の連携が必要なのか、そういうふうなことでの進め方をしていきたいというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 本間経済振興課長。

○経済振興課長（本間 力君） ふるさと納税のほうの進捗状況でございますが、今年度4月よりプロポーザル方式をとりまして公募をいたしまして、手続きを経て先日選考委員会で3社

の募集があり、株式会社さとふるという業者を選考しております。7月早々に契約を経て、ま
ずもってスタートに関しましては、これまで取り扱っている商品の乗りかえとしては早々に準
備が整い次第切りかえて同時進行できるかと思っております。また特産品のその後のセレクト
ですけれども、それは事業者さんとの調整もございますので順次でき次第、取り組んでいくと
いう方向で現在進めておりますので、まづもって7月、8月以降とかそういうレベルで早い時
期にはスタートしていくような取り扱いで今進めておりますのでご理解いただきたいと思いま
す。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） 8番です。まずコミュニティ・スクールの関係については理解できま
した。小中ギャップ、いわゆるそういった部分の課題だとか、そのさまざまな教育に対しての
町独自の施策がなされている中で、子ども憲章等もありましたし、そういった子供観につい
ても一定の理解は図られているとは思いますが、ですのでそういった学校の教育的な課題に対
して共感的な場になるようにというか、要は子育ての経験を持っている方、地域の学校として大事
に守り育てるとしている方、そしてやはり学校を担っている学校長を中心とした教職員の集団、
そういった部分が共感的な世界になっていくべきだというふうに考えるのですが、その辺につ
いて最後、簡潔で結構です。それはいかがでしょうか。

それと、私も趣旨としてはさとふるさと納税、大変結構なことだと思います。経営者感覚という
か、そういった部分で大いに進めていただきたいという趣旨なのですが、項目を7項目
と納税するために結構細分化されているという印象を受けたのです。実際に使い道等も納税者
の意図をくみ取ろうとする姿勢だとは思いますが、使い勝手という部分でそれはどうな
のかというふうにちょっと心配していたのです。そういった部分についての見直し等もあるの
かどうか。あと4月、5月分で今進んでいますけれども実績として当初、昨年度は年度途中に
しては相当数な納税をいただいていたと思うのですが、これはちょっと4月、5月分はそれ
に比べたら弱いのです。ただこれは多分时期的な傾向なのかというふうに思っているのですけ
れども、そのあたり傾向についてどのように押さえているか。

○議長（山本浩平君） 古侯教育長。

○教育長（古侯博之君） 今お話がありました、このコミュニティ・スクールの導入にあた
っての共感をどういうふうにして高めるかというふうなことでありますけれども、常々申し上げ
ているように教育は学校教育だけで完結するものではないというふうに思っておりますし、今
この社会状況の中ではなおさらそのことが大きいかと思えます。そういう意味での地域、保
護者との対話は十分進めていきたいというふうに思っております。それからもう一つは、先ほ
ども申し上げたように、地方創生が叫ばれる中で、今こそ学校の存在は非常に大きなところ
にあると思っております。そういうことも地域、保護者の皆様方には理解をもらいながらしっ
かりと子供たちが未来に向けて育っていくようなそういうシステムづくりを進めていきたいと思
っております。以上です。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） ふるさと納税のご質問でございますけれども、寄附の項目の指定が議員おっしゃるとおり7つ項目ございまして、そのほかにその指定以外の一般財源といういろんな形で使ってくださいということで8項目ございます。そういう項目の中で全国の皆さんが項目によって教育の分野に活用していただきたいとか、環境の部分だとか、この7項目のいずれかに丸をつけて寄附をいただいておりますけれども、この部分についてはもう少し継続をしながら、問い合わせ等も、これは何というような問い合わせはそういうものはございませんので、ある程度理解を得た中で寄附をいただいているということとなっておりますので、継続をしたいと思っています。本年度4月、5月、きょうの補正のとおり記載されているとおりちょっと低調でございます。これはどうしてかということと特産品がまだラインアップがきちんと揃っていないという部分もございますので、それが今本間経済振興課長からご答弁申し上げたとおりシステムを入れてラインアップ、商品をきちんと整備していくと去年9月以降のような件数以上の寄附をいただけるものと期待しております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 8番、広地紀彰議員。

○8番（広地紀彰君） わかりました。コミュニティ・スクール大変期待させていただきたいと思います。

それで9ページのほうのふるさと納税について、今のところ見直しが必要ない、それはそれで結構だと思います。ただ今回での追加の積み上げによって5,000万円超えていますね。これは財源振りかえ等のいろいろなさまざまな活用の仕方によってきちんとした基金として蓄えてきたことはいいと思うのです。ただやはりそろそろ用途について真剣に考えていかなければいけないと。そういった部分で、前も議会でも言っているのですけれども義務的経費の穴埋めの発想になったり、どうしても厳しい財政の中で既存事業の振りかえ的な発想にならざるを得ないと。それを組み込んでいかないといけないという部分は十分理解はしているのですけれども、今回の議会でもアクセルの議論もありました。このやはりこれからのその政策的な見地から、少しその臨時的な事業だとか、そういった今回の基金の名前も元気ですね。ふるさと元気という部分でぜひこれからの攻めの事業というか、臨時的なそういった部分に対して大いに活用を期待したいと思います。その点の見解について。政策的な見解から回答を求めたいと思います。

○議長（山本浩平君） 安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 広地議員おっしゃるとおり、昨年までの寄附をいただいたもので本年度充当しておりますけれども、一般財源の穴埋めになるようなそういう財源の利用の仕方をしていうのは間違いございません。今年度こういうシステムを開始し、ある一定の金額を寄附がいただけるのであれば、一つ一つの項目に対して相当数金額が増加するものであれば、政策的な経費で教育の部分でそこで1,000万円以上のお金がかるとなると、それは十分に政策的にその事業に充当していくというのが可能でございます。昨年でいきますと1番大きくいただいている教育でも500万円ですので、なかなかその500万円だけで一つの事業を組むというのは難しいので、それがある程度大きなお金で一つの項目で1,000万円以上の累積寄附

額がたまってまいりますと、一定な配慮でその項目に対しての一つの事業も組み立てがきちんとできるような状況が生まれますので、その寄附の金額の状況を見ながらまた 28 年度の中にそういう事業を組み込んでいきたいとは考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第 1 号 平成 27 年度白老町一般会計補正予算（第 2 号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 2 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正 予算（第 1 号）

○議長（山本浩平君） 日程第 4、議案第 2 号 平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題に供します。

提案の説明を求めます。

田尻高齢者介護課長。

○高齢者介護課長（田尻康子君） 議 2－1 をお開きください。議案第 2 号でございます。

平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）。

平成 27 年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,451 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20 億 8,987 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号 平成27年度白老町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 3号 白老町子ども医療費助成条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第5、議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議3-1をお開きください。議案第3号でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定について。

白老町子ども医療費助成条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出、白老町長。

続きまして、議3-5をお開きください。議案説明でございます。白老町子ども医療費助成条例の制定について。

中学生までの子どもに係る医療費の一部を助成することにより、疾病の早期発見、早期治療につなげ、子どもの健康増進と子育て世帯の経済的負担を軽減し、子育てしやすい環境の充実に資するため、本条例を制定するものである。

続きまして前のページの議3-4に戻っていただきます。附則でございます。

（施行期日）

第1項 この条例は平成27年7月1日から施行する。

2 この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。以上で説明を終わります。よろしくご審議お願いいたします。

(目的)

第1条 この条例は、子ども医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者をいう。
- (2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で現に子どもを監護する者をいう。
- (3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。
 - ア 健康保険法(大正11年法律第70号)
 - イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
 - ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
 - エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
 - オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
 - カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)
- (4) 医療費 対象者の疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に関する給付の額(その者が医療保険各法による被保険者(健康保険法第3条第2項に規定する日雇特例被保険者を含む。以下この条例において同じ。)若しくは組合員であるときは、当該医療保険各法による療養の給付を受けた場合の当該療養の給付の額から当該療養の給付に関する当該医療保険各法の規定による一部負担金に相当する額を控除した額とする。)と当該疾病又は負傷について他の法令等の規定により国又は地方公共団体の負担による医療に関する給付が行われた場合における当該給付の額とを合算した額が当該医療に要する費用に満たないときのその満たない額をいう。
- (5) 附加給付 医療保険各法の被保険者又は組合員及びその被扶養者の医療費のうち当該各法の規定により附加給付されるものをいう。ただし、国民健康保険法においては、第43条第1項又は第44条の規定により、一部負担金の割合を減じられた場合には、当該減じられた割合に相当する額をいう。
- (6) 基本利用料 医療保険各法の規定による訪問看護療養に関する給付が行われた場合において、当該療養に関する給付の額に当該医療保険各法の規定による一部負担金の割合を乗じて得た額をいう。
- (7) 食事療養標準負担額 健康保険法第85条第2項に規定する厚生労働大臣が定める額をいう。

(受給資格者)

第3条 この条例に定める受給の対象となる者(以下「受給資格者」という。)は、医療保険各法の規定による被保険者若しくは被扶養者であり、かつ、町の区域内に住所を有する世帯に属すると認められる子どもとする。ただし、次の各号の一に該当する者は、除くものとする。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている子ども

(2) 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第27条第1項第3号に規定する措置により、小規模住居型療育事業を行う者若しくは里親に委託され、又は児童福祉施設に入所し、医療の給付を受けている子ども

(受給資格者の認定)

第4条 保護者は、町長に受給資格の認定を申請しなければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例(昭和48年条例第27号)若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年条例第28号)の規定において同様の申請をしたときは、当該申請を省略できるものとする。

(助成の範囲)

第5条 町長は、受給資格者に係る医療費から食事療養標準負担額及び附加給付される額並びに白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の4月1日から満15歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者にあつては、入院に係る場合に限る。

2 町長は、受給資格者に係る第2条第6号に規定する基本利用料から白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定により助成される額を控除して得た額を保護者に対し助成する。ただし、満6歳に達する日(誕生日の前日)以後の最初の3月31日までの者を対象とする。

(助成の申請及び申請期間)

第6条 前条の助成は、保護者の申請に基づき行うものとする。

2 前項の申請期間は、医療を受けた日の属する月の末日の翌日から起算して2年以内とする。

(届出の義務)

第7条 受給資格者がその資格を喪失したとき、又は届出事項に変更があつたときは、保護者は、その旨を速やかに町長に届出なければならない。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、白老町乳幼児等医療費助成条例若しくは白老町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成条例の規定において同様の届出をしたときは、当該届出を省略できるものとする。

(損害賠償等との調整)

第8条 町長は、受給資格者が疾病又は負傷に関し、損害賠償又は独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)に基づく災害共済給付その他制度等により第5条に規定する助成の範囲において支給を受けたときは、その価格の限度において助成される額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。

(助成金の返還)

第9条 町長は、偽りその他不正な行為により、第5条に定める助成を受けた者があるときは、その者から当該助成金の全額又は一部を返還させることができる。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この条例は、施行日以後に医療を受けた日の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

○議長(山本浩平君) 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のございます方はどうぞ。

2番、吉田和子議員。

○2番(吉田和子君) 2番、吉田です。ようやく出てきたというふうに思います。町長の公約でもありました中学3年生までの医療費の無料化ということで、まずは入院に対してのものなのですが、私は今までも少子化対策で質問をしてきました。自治体によって財力があれば中学3年生まで医療費が無料化ですと。そのことが人口が集まったりだとか、いろんなそういう差があるわけです。同じ日本の子供として生まれてきて、その住むところによって、その対応が違うということはすごい残念なことだというふうに考えております。そのことで私どものほうで今回意見書を出させていただきました。というのは、この医療費を助成すればするほど町の国からの財源措置の分が減らされて町の持ち分がふえるのです。そういうことからやはり町の財源がなければできないという、この今子育て支援をたくさんしよう、それから助成をしよう、そして地方創生で本当に国、まちをよくしていく、人口をふやしていくというときにそういう差があってははいけないというふうに思っていました。今回これを国の制度としてやはり統一してやっていくべきだろうという意見書を出させていただきました。そういうことで町としても国に対してやはりこういったことを全国共通で、消費税も上がってきますし、社会保障制度の中できちんとこういったことを統一化するべきではないかということをお願いしていきたくはないかというふうに思いますが、その辺伺いたいと思います。

○議長(山本浩平君) 白崎副町長。

○副町長(白崎浩司君) まず基本的な考えとしては私のほうも同様に考えるところです。ということは、いろんな制度の中で国の制度があったり、都道府県の制度があったりという中で各自治体が上乗せしている制度があると。それこそ従前からお話している部分としては、上乗せ、横出しをやめましょうというような取り組みといいますか、そうしなければならないというような状況も白老としてはあったと。そのことによって今ご指摘のあるように各自治体で取り扱いが違うのではないかとというようなことが多々あります。今回もやはり医療費の助成ということにつきましては、他自治体ではもう先駆けて当然やっている制度でございますけれども、

遅ればせながらといいますか、町長の公約の中でまだ一部ですけれども、こういうような仕組みがスタートしたというようなことでいえば、今ご質問といいますか、ご指摘のあるように少子高齢化の中で人口減少問題の総合計画といいますか、そういう中の一つの検討項目としてやはり国が人口対策として一つの政策として考えてもよろしいのかというのは、今ご指摘の部分でも私もそうかというふうに思っています。各自治体が上乘せというのは、やはりここまでの制度ではまだ足りないから上乘せしましょうというように、各自治体が苦勞して工夫しながら自己財源でやっているところだと思いますので、そこは逆にその制度を運用するところは多くなるということはもうそれだけ全国で必要だというふうな制度だと思いますので、そういうふうに考えればやはりそうなのかというふうに思っています。町長に代わりましての話なのですけれども、当然そういうようなこと、仕組みになりますと町村会なり、地方6団体といいますか、そういう中でやはり国のほうにも要望していくというのは、今後当然話題としてというか、制度の協議といいますか、そういう中では当然提案をしてそういう声を上げていくというような取り組みを行っていくというふうに思っております。

○議長（山本浩平君） 2番、吉田和子議員。

○2番（吉田和子君） 今回地方創生をつくるときに国家公務員というか、国からいろんな支援員をよこしてくれていますね。そういった方々を通して、財政の厳しいところの状況をしっかり知っていただいて、そういった方々の口からもやはりこれは統一してやっていかなければいけないというふうな運びになるように、ぜひそういう方たちにも声を届けてもらえるような方法を取っていただきたいというふうに思います。それは思うということで。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 補足になるのですが、確かに今吉田議員がおっしゃっていたとおりでございます。今国は人口減少と少子化対策を重要項目で地方創生の今戦略会議を立ち上げています。それとはまた別に、例えば高齢者の介護保険とか、水道料、下水道等々も本当は日本の国と一緒に住んでいるのだけれども各市町村で違いがあるという、この事実もありますので、これはまた優先順位も含めて北海道町村会、全国の町村会もありますし、いろんな場面で国に訴えかける場面もありますので、この辺は白老町だけではなくて近隣市町村ともちゃんと協議を進めて意思を統一した中で訴えていきたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） ほか、質疑ございませんか。4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。当然これは一部ということなのですね。小学生の通院や中学生の通院はそうではないということなわけです。ここまでやればどれぐらいかかるのかということと、公約でいえばここまでというふうに私は押さえるのだけれども、これを今回は無理にしても、これはやはり将来的にはここまでやらなくてはいけないだろうと。当然むかわ町のように高校まで医療費無料化ということもございます。そういうことを一つの政策として打ち出すということは、やはりどれぐらいかかって、いつまで実行するかということがないと政策的には成り立たないものだと私は思うのです、ですからそういう点で言えば、考え方で結構です。小学生と中学生までの医療費を完全に無料化した場合どれぐらいかかって、高校ま

でやればどれぐらいかかって、高校は公約の中で言ってらっしゃらないからそれはわかっています。中学生までの医療費ということ言えばここまでやるという、任期もございますけれども基本的な考え方としてはそこまでやるという考え方でいいかどうか、その点だけ。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今のご質問ですが、今このたび中学校までの入院を無料にするという形になりましたが、あと残っているのが中学生までと限定しますと小学生の通院と中学生の通院と、この二つになります。それでこれは 25 年度の医療費の実績で推計した数字ですが、小学生の通院を全額助成しますと 1 年間で約 1,310 万円ぐらいかかります。あと中学生の通院の助成をすると、中学生の通院については 660 万円ぐらい助成する形で無料化になるという形になって、合計ですと 1,970 万円ぐらいですか、助成額がなる予定です。すみません、高校までは資料を出しておりません。以上です。

○議長（山本浩平君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 公約の中では全額医療費無料という形でうたわさせていただいて、何とか今回一部ということで町民の方には理解を得ながらやらさせていただきたいというふうに考えております。政策の中では全額医療費無料ということは目標に掲げておりますので、ただ大淵議員も重々わかっているとおり財政健全化のプランの最中でありますので、その中でも優先順位は上のほうで考えておりますのでプランの中で財政が許す時期が来れば全額医療費の無料にしたいというふうに考えております。

○議長（山本浩平君） 4 番、大淵紀夫議員。

○4 番（大淵紀夫君） そのこの部分はわかりました。もう一つやはり償還払いではなくて委任払いというのですか、何か代払いをするような方法とか、あるいは新たな形では、やはりむかわ町のようなことも含めて考える必要があるだろうと、新たに入る場合です。例えば通院の部分で入る場合はそういうことも含めてやはり町民が使いやすいということがとても大切だと思うのです。ですから端的に言えば私はそのこの部分は改善すべきと、この間も質問が出ていましたからわかっているのですけれども、そのこの部分はこの二つの点で改善すべきと思うのですけれども、その考え方だけ。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 医療費の助成方法なのですが、今回の助成については現金給付というか、現金払いですね。口座に振り込むというような形で病院の窓口で 1 回払ってもらって、その領収書を持って申請してもらって本人の口座に振り込むというような形をとらせていただいています。それとは逆に現物給付と申しまして病院のほうの窓口では何も払わなくていいと、病院のほうから町のほうに請求がきてそれを払うと、これを現物給付と言いますけれども、これにつきましてはこの間のときもお話しましたが、まず医師会とか、各機関とか、医療機関との話し合い、協定とかという話があるのですが、そのほかに今町のほうで医療福祉システムというものでシステム化しているのですが、その改修の経費もかかってくると、これは単年度だけなのですが。そのほかに病院のほうに対して手数料、請求手数料を払わなければなら

いという形になっていまして、今1件216円かかっているのですが、それがかかってくると、町の財政負担もふえるというようなこともあります。そういうような観点から、この現物給付では今すぐこれからできるかというとなかなか難しい部分があるのかというふうに認識しております。ただ国保連合会を通してやる方法もあるということでも聞いていますので、その辺全て含めて、当然財源的なこともありますけれども、そういうことを全て含めて検討していく余地はあるのかというふうには考えております。今の段階ではこういうような状況であります。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 4番、大淵紀夫議員。

○4番（大淵紀夫君） 4番、大淵です。それは十分理解していますし、それで私は結構だと思えます。ただ町民へのサービスということを考えてときに、例えば216円のお金が多いか少ないかは別です。やはりそういう親切さが行政にないと逆に言うありがたみを受けるほうがありがたいとなくなってしまうたら困るのです。だから私が言っているのは、そういう方向で、積極的に前向きな姿勢できちんとそこはやっぱり検討をきちんとして、こういう理由だから今はこうだけ変えます、それから通院の場合は現物支給ではなくてもプレミアム商品券みたいな形でやるとかという違った方向をきちんとして、町民が本当によかったと思うようにしてほしいということなのですけれども、将来的にどうですか。

○議長（山本浩平君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩司君） 言われていること十分わかります。サービスの向上ということ言えばやはり町民のほうがるで手間がかからないといえますか、そういう窓口での現物給付ということで全部支払いも何もないというのが1番ベストなサービスなのかというふうに思います。今十分検討をしていきますけれども、総体的に考えてどうなのかということを検討いたします。ただここで今回スタートさせてもらいますけれども、やはり町民の方が不便だとか、これでいいだとか、いろんな声が出てくると思いますので、そういうことの声も踏まえた中で、それから総合的にということは先ほどのシステムの関係だとか、病院との協定の関係だとか、一部経費がかかるだとか、そういうことも踏まえた中で検討させてもらいたいというふうに思います。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 今議論がありましたけれども、本当に財政厳しい中、町長が公約の一部でもやって第一歩を踏み出したということは、やはり町長をはじめ職員の英知がこれに結集して一つの制度設計ができたと思いますので、町民も一部ですけれどもそういう部分でいいのかこう思っています。それで実務的なことを質問します、条例制定ですから。それで第3条の受給資格者の部分です。これはこの中でその受給者の対象となるものということで町内の区域に住所を有する世帯に属すると認められている子供ということで、この条文解釈の問題で今後問題はそんなに大きくなりませんけれども、十分に実務上で考えられる問題なのだけでも、その子供の住所要件はうたっていないのです。ですから白老町に住所がなくてもここでいっている前段の受給者対象になる者は白老にいるけれども、その保険証とか何かに

入ってその子供が白老に住所がなくても対象になるのかどうか。これは白老町の条例ですから。その部分です。これは十分に懸念されるのです。ここで具体的に言いませんけれども、皆さん考えたら大体わかると思いますけれども。その辺の子供の住所の要件についてはどうなのかということです。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 第3条の受給資格者というところで子供の要件ということのご質問です。それで一般的には、例を出しますと白老町に住んでいて子供さん2人、小学生が2人というような形では当然住民票も同じお父さん、お母さんがいて子供さんと同じような一つの世帯での住民票になっていると思います。ただ、今現在乳幼児助成制度、医療費助成制度を白老町でも現在やっていますけれども、こういうような対象者、住民票が白老にないというお子さん方というのは実際に例としてはございません。ただ、今前田議員さんおっしゃったように今後いろんな形で発生してこういうようなケースも出てくることは考えられます。それでここでうたっていますのは、基本的には一般的に住民票があって、その中での世帯の中の子供さん方を対象にするという考え方なのですが、例を出しますと札幌に住民票があるお子さんとお両親がおられて何らかの理由で白老のおじいちゃん、おばあちゃんのところに来ていると、そういったときに白老で病院にかかったと、白老以外でもいいのですけれども子供さんが病院にかかったと。その場合、ではどこに申請権があるのかというようなことなのですけれども、ケース・バイ・ケースだと思いますけれども、その札幌にいるお父さん、お母さんの生活状況、経済的状況もあるでしょう。そういうふうな中でそういうようなことで白老に来ているというときに、そのほか小学校であれば乳幼児の対象になっていますので乳幼児の受給権というのはのほうで受給資格証が出ているはずだと思います。なので基本的には札幌のほうでその乳幼児の助成を申請するというのは基本的にはなるとは思いますけれども、それ以外札幌でその今回子供医療費という形で白老町で助成する、もし白老町での住民票があれば間違いなく白老町で助成する分、今度の子ども医療費の部分で助成ができます。ただそういう状況、経済的な状況、その中で子供さんに対する医療費を何らかの理由で白老町で助成するというようなこともあり得るというようなことの含みを持たせた条文になっているというふうに考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 私が心配しているのは、白老町が仮に助成が今畑田町民課長が言ったところに住んでいる人が、そこの自治体より白老町のほうの子供のこの医療費助成制度がいいとなって、事情のある人の親がいて、子供が疾患があると、病気があると、ではじいちゃん、ばあちゃんのほうが制度がいいから白老に行きましょうと行って、仮にじいちゃん、ばあちゃんのところの保険証に入って子供の住民票がなくても、かかったときにどう判断するかということが今後そういう部分で出てくると思うのです。当然地方の差別化されていますから。私はそういう懸念をしているのです。多分悪用はないと思いますけれども、裏を返せば言葉は言いませんけれどもあると思います。それで私が言いたいのは、白老町がせっかくなつくった医療費の

条例ですから、そういう条文解釈というのをきちんとしておかないとだめだと思うのです。ときの理事者とか、ときの課長が条文をつくったときにそのときの解釈であって、また人がかわれば変わってきますから。ここでいえば規則で定めるといっていますけれども、やはり要綱とか何かとか実例を調べて、やはり一つの歯どめ、あるいは子供を救うためにもそういう部分の要綱等をきちんと定めておかなければ、現場では混乱してくると思います。そういう部分についてはどうかと思っていますけれども、いかがでしょうか。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今前田議員おっしゃられているとおり、ここの条文だけを読むと具体的な中身とかいうものが実際に目に見えないですし、実際悪用しようとするれば悪用する方もおられないとは思いますが、そういう意味合いで私ども今乳幼児制度とか、3制度、重度身障者、ひとり親制度、これは北海道と共同で実施しているところなのですが、北海道の考え方、あるいは近隣市町村の考え方も参考にしながら今後要綱というような形で具体的なものを、こういう場合には白老で申請できるとか、こういう場合は住所のある市町村でやるのだとか、そういうものを今現在要綱もある程度つくっているのですが、その中に盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 13番、前田博之議員。

○13番（前田博之君） 非常に前向きな答弁で、お願いしたいと思います。ただ文書化にして、非常に難しいと思うけれども、ぜひそういう今言った部分のことがきちんと誰がかわっても制度がきちんといけるようにだけはしておいてほしいと思っています。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 繰り返しになりますけれども、もう一度ここの部分で足りない部分といいますか、そういう部分を要綱なりを作成した中で盛り込んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ほかに、12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。端的に1点だけお聞きしたいと思います。この条例今いろいろ前田議員から出ていましたが、いろいろとまだいわゆる周知しなければ本当にこれはなかなか、本当はいわゆる対象者が子育て中の親御さんなので詳しく本来説明しなければならぬとは思いますが、まず周知方法、広報等々で今月号か来月号かわかりませんが周知するとは思いますが、これは周知方法についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） この医療費助成制度の周知方法ということでご質問でした。それで今本間議員おっしゃられたように、この条例が可決されましたら7月の広報にまず1回目として周知いたします。その後3月まで年度内もう1回、計2回ぐらいます広報で周知したいと考えています。あと当然町のホームページでも掲載していきます。あと今考えているのは対象者が一応中学生までという中で小中学校につきましては教育委員会のほうにちょっとお願いをして、例えば校長会とかそういう中で校長先生に説明した中でチラシを生徒さんに配付してい

ただけるような形を今考えているところです。あと幼稚園、保育所にしても、保育所関係は園長会とかそういう子ども課のほうであるというようなお話も聞いておりますので、そういうようなところで周知していきたいと。個別に小中学生と同じように配布チラシを配っていただけるような形をお願いしたいというふうに考えています。あと乳幼児健診等がございますので、これも健康福祉課のほうにお願いする形になりますけれども、チラシをつくりましてお父さん、お母さん方にその健診のときにこういう制度ができましたという形で配布していただければというふうに考えております。あと当然新たに白老町に転入する方もおられますので、そういう方については窓口でそういうチラシを置くとか、直接対象者になる方には漏れのないような形で周知に努めていきたいと今考えております。以上でございます。

○議長（山本浩平君） 12番、本間広朗議員。

○12番（本間広朗君） 本間です。本当にこれは今疑問とか質問とかいろいろこれから出ると思いますが、これの窓口は1本健康福祉課でいいのかという確認、窓口がどこになるのかというのと、これは多分広報かそういうところに出ると思いますが、そういうところをちゃんと専門というか、どなたでも恐らく答えられると思うのですが親御さんとしてみればこういう制度も条例も当然中身も知っていないとだめだし、制度いろいろ図表、フロー図もありますけれども、そういうようなところでいろいろ疑問を持つ親御さんもいろいろ質問出てくると思いますので、その辺のいわゆる丁寧な質問というか、その辺やっただけなのかどうかというのもそうですけれども、そういう窓口もきちんとあると思いますので、その辺のちょっと確認だけして終わりたいと思います。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 一応この子ども医療費助成条例の窓口、医療費助成の窓口は町民課のほうで窓口になっております。あといろんな形で当然ご質問とか、連絡いただく場所は当然町民課という形で私ども町民課のほうで職員が対応してご説明するような形になっていくと思いますのでよろしく願いいたします。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか、ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号 白老町子ども医療費助成条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午後 0時26分

再開 午後 1時30分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎議案第 4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第6、議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 議4-1をお開き下さい。議案第4号でございます。

白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について。

白老町税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

次に、議4-8をお開きください。附則でございます。

（施行期日）

第1条 この条例は公布の日から施行し、改正後の白老町税条例等の規定は平成27年4月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行する。

（1）、（2）、（3）の施行期日につきましては記載のとおりでございますので朗読を省略させていただきます。

続きまして、議4-9の中ほどの（町民税に関する経過措置）第2条、第1項、同条8項まで。

次に議4-10の中ほどの（固定資産税に関する経過措置）、第3条、第1項から同条第6項まで。

次に議4-11の中ほどの（軽自動車に関する経過措置）、第4条、第1項及び第2項、次に（町たばこ税に関する経過措置）、第5条、第1項から同条第14項まで。次に議4-18をお開きください。下段の（特別土地保有税に関する経過措置）、第6条。次に議4-19上段の（入湯税に関する経過措置）、第7条の規定につきましては、6月19日議案説明会で説明させていただいておりますので、経過措置の規定の朗読は省略させていただきます。

続きまして、議4-20をお開きください。議案説明でございます。地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、原則として4月1日から施行されたことに伴い、所要の改正を行うため本条例等の一部を改正するものでございます。以上でございます。よろしくご

審議をお願いいたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例 議案説明資料
地方税法等の一部改正（平成27年3月31日公布）に伴う、主な町条例改正関係

1 住民税関係 【施行日：平成27年4月1日】

(1) 個人住民税

①個人住民税の住宅ローン減税の拡充等措置（附則第7条の3の2）

対象期間を平成31年6月30日まで1年半延長（適用期限は平成41年度まで）

②ふるさと納税の申告特例についての規定の所要整備

○特定控除額の拡充 個人住民税の特例控除額の上限を所得割額の1割から2割に拡充

○申告手続の簡素化 ふるさと納税ワンストップ特例の創設（附則第9条、附則第9条の2）

確定申告が不要な方（年末調整済の給与所得者等）がふるさと納税を行った場合において、ふるさと納税先の地方公共団体に申請することにより、確定申告や住民税申告を行うことなく、住民税の控除を受けられるよう規定の整備を行うもの

(2) 法人住民税

①法人町民税均等割の税率適用区分における資本金等の見直し（第31条）

均等割を課税するうえで基準となる資本金等について、法人の実態により適合するよう定義の変更を行うもの

2 固定資産税関係 【施行日：平成27年4月1日】

(1) 地域決定型地方税特例措置（わがまち特例）による改正（附則第10条の2）

○地方税法の定める範囲内において軽減割合を市町村の条例で規定するもの

第6項 都市再生特別措置法に基づき認定事業者が取得した公共施設等に係る課税標準額を5分の3（特定都市再生緊急整備地域は2分の1）

第7項 管理協定が締結された津波避難施設（家屋の避難用部分）に係る課税標準額を2分の1

第8項 管理協定が締結された津波避難施設（付属する避難の用に供する一定の償却資産）に係る課税標準額を2分の1

第12項 新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る税額を3分の2（新築期限を平成29年3月31日まで2年延長）

(2) 固定資産税等（土地）の負担調整措置の延長（附則第12条、附則第13条）

土地に係る負担調整措置を現行の仕組みで3年延長し、平成29年度までとするもの

3 軽自動車税【施行日：平成27年4月1日適用】

軽自動車税のグリーン化特例（軽課）の導入（附則第16条）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に「初回車両番号指定」を受

けた3輪以上の軽自動車は、平成28年度分の軽自動車税に限り軽課税率適用

区分	課税標準	軽課					
		電気自動車等	乗用：平成32年度燃費基準＋20%達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋35%達成車	乗用：平成32年度燃費基準達成車 貨物用：平成27年度燃費基準＋15%達成車			
軽自動車	3輪のもの	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円		
	4輪以上のもの	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
			家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
	4輪以上のもの	貨物用	営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円
			家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円

4 町たばこ税の税率の特例 【改正条例附則第5条】

旧3級品の製造たばこに係る特例税率を廃止し、平成28年4月1日から平成31年4月1日までの間、段階的に税率を引き上げられるもの

6銘柄：エコー・わかば・しんせい・ゴールデンバット・バイオレット・うるま

(1,000本につき)	現行	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	参考：一般品の税率
国のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円	6,122円
地方のたばこ税	2,906円	3,406円	3,906円	4,656円	6,122円	6,122円
道たばこ税	411円	481円	551円	656円	860円	860円
町たばこ税	2,495円	2,925円	3,355円	4,000円	5,262円	5,262円
合計	5,812円	6,812円	7,812円	9,312円	12,244円	12,244円

5 減免の申請期限の延長（第51条、第71条、第89条、第90条、第139条の3）

町民税、固定資産税、軽自動車税及び特別土地保有税の減免の申請期限について、「納期限前7日」までとしているものを、「納期限まで」とするもの

【施行日：平成27年4月1日】

6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、通称「番号法」の改正に伴う所要の措置（第2条、第36条の2、第51条、第63条の2、第63条の3、第71条、第74条、第74条の2、第89条、第90条、第139条の3、第147条、附則第10条の3、附則第22条）

申告書、申請書、届出書等の手続書類にマイナンバー（個人番号・法人番号）
を記載するもの

【施行日：番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行日】

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

11番、山田和子議員。

○11番（山田和子君） 11番、山田です。ふるさと納税ワンストップ特例の創設というのがあるのですが、これによって納税されるほうの方は申告手続きの簡素化がされて、大変ふるさと納税の増額につながることを期待するところではあります、事務方のほうの事務量の増加がないのかどうかお尋ねします。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） ふるさと納税につきましては、白老町の方がふるさと納税されている件数というのは10件程度でございます、今後ワンストップ制度が創設されたことによってどれぐらいになるかはちょっと明確なところは押さえられませんので、事務的なものが非常にふえるという認識にはございません。以上です。

○議長（山本浩平君） 3番、斎藤征信議員。

○3番（斎藤征信君） 斎藤です。たばこの味を知らないものが遠慮しながらちょっとお聞きしたいのですが、町たばこ税の値上げについてなのですが、これは国が決定して統一的な値段としてこういうふうに上げなければならないものだったのかどうかということが一つ、それで表を見ますと6銘柄が同時に全部上がってしまうということなのですが、これはこの6銘柄の名前、昔懐かしい名前と我々は思うのですけれども、これは言ってみれば懐具合が寂しかったりなんかしたとき、低所得のときにずっと吸っていたものなのです。今でもやはりそうではないかと。高いたばこもありますけれどもぐっと値段を抑えてきた銘柄ですね。それが全部同じになってしまうようなそういう税の上げ方というのはいいのかどうか、そのあたりどういうふうな配慮があつて、そういう人たちの嗜好品だから個人的な嗜好品だからこれは上げるのはもういいのだというようなことではないだろうと思うのです。やはりそういう人たちの楽しみも残さなければならないのがサービスというものではないのかという気がするのです。それがみんな一律同じになってしまうということがどういうことなのか、そのあたりどういうふう判断されたのか、それだけお聞きしたいと思います。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 国のほうで段階的に特例を廃止して、たばこ税を31年までに今の旧たばこ3級品ですか、これも今の除外されていた部分の現たばこ税に合わせるということですのでけれども、結局は地方の税収、国の税収も含めて、そういう嗜好品とかそういうところではなくて全体的な中で段階的にたばこ税を上げていくという中身でございますので、

結局は旧 6 銘柄 3 級品の、これを今まで特例的に安くしていたのですけれども段階的に上げるということで全体的な国の税制というのですか、そういう中での値上げでございます。以上です。

○議長（山本浩平君） 3 番、斎藤征信議員。

○3 番（斎藤征信君） 結局は国税と町税全部合わせて、それが全部段階的に上がっていて特例措置はもう一切ないということで全国一律みんな同じ値段でやらなければならないのだということなのですか。町の判断任される部分というのはないということと解釈していいのかどうなのか。それとだとすれば先ほど私が言いました、そういう低所得者の人たちがやはり不安というのはものすごくあるのだらうと思うのです、今でも。そういう人たちにどういう配慮がされたのかという、そのこのところなしに決まってしまったのか。町のほうにはどんなふうな説明がきているのか、そのあたりわかれば教えてください。

○議長（山本浩平君） 南税務課長。

○税務課長（南 光男君） 27 年度の税制改正大綱の中で示されていると思うのですけれども、ちょっとその資料を持ってきていなかったのですけれども、あとは国だとか道だとか、国と地方の税率があがっていくのですけれども、これで白老町でこの部分を段階的に上げる部分を低所得者のために下げましょうとかそういうことにはならないかと、国の制度、税制ですので、そういうふうにはならないと思います。あとは低所得者に対するいろいろな配慮というのは税のほうではなくて社会保障だとか、そちらのほうにこの税は向けられますので、そういう中でいろいろ低所得者に対する配慮があるかと思います。全体的な収入と支出のことになりますのでと思います。以上です。

○議長（山本浩平君） ほか。7 番、西田祐子議員。

○7 番（西田祐子君） 今回のこの税条例のことで最後の 6 番目のところの行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律というのが今回出されたのですけれども、これは町民の方々にとっては非常に普段の手続きにするにあたって、こういうものをついてくるということになって実際に日常生活の中でこういうことはきちんとしなくてはいけないですという部分も出てくるのではないかと思うのですけれども、その辺について町民に対しての周知というのですか、わかりやすく説明していく方法として、今までも随分これは例えばインターネット上で自分の個人の情報が漏れるとかどうのこうのといっぱいいろいろなことがあって過去においてもいろいろ議論されてきたのですけれども、最終的にこれがつくられるということになってきた段階でやはり町民の方々に正しく理解して使ってもらえる方法としてどのようなことを考えていますか。周知の方法です。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1 時 3 9 分

再開 午後 1 時 4 1 分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） マイナンバー制度の周知の仕方をお答えいたします。来年の1月から実際に交付、マイナンバーの各制度が開始されます。その中で今町のほうで周知方法としては、一つには新たに町の出前講座の事項として、ことしの4月からあげております。その中で今現在2町内会から説明の依頼を受けております。あとは広報でも周知しております。これから10月になりましたら各世帯に個人番号の通知がなされますので、今後周知を大きく実施していきたいというふうに町のほうでも考えております。以上です。

○議長（山本浩平君） 7番、西田祐子議員。

○7番（西田祐子君） やはり今回この番号については高齢の方々は特に使い勝手がわからなくて困るのではないかと思うのです。窓口で当然こういうものは周知していかなければいけないと思うのですけれども、たしか住民票とかそういうようなものでこういうようなカードとかつくっていますね。1回500円ですか、そういうようなものをつくってナンバーみたいな形で証明書みたいなものをつくっているのですけれども、前にも何か随分役場のほうで周知して町民の方々につくってくださいということをお願いしていたみたいなのですけれども、やはりそういうようなことも一緒に連動して町民の方々に広報することに、例えば病院に行くときとかいんな形のときに常に身分証明書みたいな形の中でその番号というものがちゃんと登録されて記載されていれば随分便利になるのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。私はしたほうがいいと思って聞いたのですけれどもどうなのでしょう。

○議長（山本浩平君） 畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） 今西田議員おっしゃったとおり住民基本カードですか、現在も交付をしております。ただこれも新たなマイナンバーの番号が交付されますと、期限があるのですけれども実際にはもう使えなくなるような状況になるわけなのです。それで新たなマイナンバーのことを今後ともPRとか周知を徹底していきたいというふうに考えてございます。

○議長（山本浩平君） ほかに、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第4号 白老町税条例等の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第7、議案第5号 白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

畑田町民課長。

○町民課長（畑田正明君） それでは、議5-1をお開きください。議案第5号でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

次ページ、議5-2をお開きください。議案説明でございます。白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正について。地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものである。議5-1にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正前	改正後
附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。	附 則 (施行期日) 第1条 この条例は、平成29年1月1日から施行する。 <u>ただし、附則第12項の改正規定(「配当所得」を「利子所得、配当所得及び雑所得」に改める部分に限る。)</u> は、平成28年1月1日から施行する。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第5号、白老町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第8、議案第6号 白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） それでは議6-1をお開きください。議案第6号です。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

議6-4をお開きください。議案説明です。「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく住宅性能表示制度の改正に伴い、長期優良住宅建築等計画の認定申請に対する審査において、新たに住宅性能評価書による認定申請が可能となったことから、この認定に係る事務に要する手数料及び必要な規定を定めるとともに、現行の認定手数料については北海道建設部手数料条例に準拠し定めているが、同条例の改正による手数料の改定を当町においてもこれに準じて行うため、本条例の一部を改正するものである。なお、この条例は平成27年7月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第6号、白老町長期優良住宅建築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

暫時、休憩いたします。

休憩 午後 1時46分

再開 午後 1時49分

○議長（山本浩平君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◎議案第 7号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等
徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（山本浩平君） 日程第9、議案第7号 白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

竹田建設課長。

○建設課長（竹田敏雄君） 議案第7号です。白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

議7-3をお開きください。議案説明です。白老町低炭素建築物新築等計画の認定に係る手数料については、北海道建設部手数料条例に定める手数料に準拠し定めているところであるが、同条例の改正に伴い手数料の改定が行われたことにより、当町においてもこれに準じた改定を行うとともに、本条例中で引用している法律の題名改正に伴い、所要の整備を行う必要があることから、本条例の一部を改正するものである。なお、この条例は平成27年7月1日から施行するものであります。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第7号、白老町低炭素建築物新築等計画に関する認定手数料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 9号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第10、議案第9号 白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

高尾学校教育課長。

○学校教育課長（高尾利弘君） それでは、議9-1をお開きください。議案第9号でございます。白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

白老町立学校設置条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成27年6月19日提出。白老町長。

次のページ、議9-2をお開きください。議案説明でございます。現校舎の老朽化が著しい竹浦小学校について、児童生徒の安全で快適な教育環境を確保するため、旧竹浦中学校校舎へ移転することから、本条例の一部を改正するものであります。

議9-1にお戻りください。附則、この条例は、平成27年8月1日から施行する。以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

白老町立学校設置条例新旧対照表

改正前	改正後
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)

名称	位置
社台小学校	略
白老小学校	略
緑丘小学校	略
萩野小学校	略
竹浦小学校	白老郡白老町字竹浦197番地
虎杖小学校	略

名称	位置
社台小学校	略
白老小学校	略
緑丘小学校	略
萩野小学校	略
竹浦小学校	白老郡白老町字竹浦198番地8
虎杖小学校	略

○議長（山本浩平君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第9号、白老町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の
制定について

○議長（山本浩平君） 日程第11、議案第10号 白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

武永生涯学習課長。

○生涯学習課長（武永 真君） それでは、ご説明させていただきます。議 10-1 をお開きください。議案第 10 号、白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

附則としまして、この条例は平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

次のページ、議 10-2、議案説明でございます。竹浦小学校が旧竹浦中学校校舎に移転することに伴い、新小学校校舎周辺環境整備を進めるため、平成 24 年度から利用者の減少等により休止している「竹浦テニスコート」を用途廃止することとし、本条例の一部を改正するものであります。以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

白老町スポーツ施設条例新旧対照表

改正前		改正後	
(名称及び位置)		(名称及び位置)	
第2条 略		第2条 略	
名称	位置	名称	位置
白老町総合体育館	略	白老町総合体育館	略
白老町民温水プール	略	白老町民温水プール	略
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略
白老桜ヶ丘公園テニスコート	略	白老桜ヶ丘公園テニスコート	略
白老テニスコート	略	白老テニスコート	略
萩野テニスコート	略	萩野テニスコート	略
竹浦テニスコート	白老郡白老町字竹浦198番地の39	森野スキー場	略
森野スキー場	略	北吉原運動広場	略
北吉原運動広場	略	町民ふれあい広場	略
町民ふれあい広場	略		
別表第1(第7条関係)		別表第1(第7条関係)	
施設名	利用時間	施設名	利用時間
白老町総合体育館	略	白老町総合体育館	略
白老町民温水プール	略	白老町民温水プール	略
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略	白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略
白老桜ヶ丘公園テニスコート	略	白老桜ヶ丘公園テニスコート	略
白老テニスコート	略	白老テニスコート	略
萩野テニスコート	略	萩野テニスコート	略
竹浦テニスコート	日の出から日没まで	森野スキー場	略

森野スキー場	略
北吉原運動広場	略
町民ふれあい広場	略

別表第2(第7条関係)

施設名	休館日
白老町総合体育館	略
白老町民温水プール	略
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略
白老桜ヶ丘公園テニスコート	略
白老テニスコート	略
萩野テニスコート	略
竹浦テニスコート	12月1日から翌年4月30日まで
森野スキー場	略
北吉原運動広場	略
町民ふれあい広場	略

北吉原運動広場	略
町民ふれあい広場	略

別表第2(第7条関係)

施設名	休館日
白老町総合体育館	略
白老町民温水プール	略
白老町北吉原はまなすスポーツセンター	略
白老桜ヶ丘公園テニスコート	略
白老テニスコート	略
萩野テニスコート	略
森野スキー場	略
北吉原運動広場	略
町民ふれあい広場	略

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第10号、白老町スポーツ施設条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の

制定について

○議長（山本浩平君） 日程第 12、議案第 11 号 白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定についてを議題に供します。

提案の説明を求めます。

石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） それでは、議 11-1 をお聞きください。議案第 11 号、白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定について。

白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 27 年 6 月 19 日提出。白老町長。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行する。

議 11-2 をお聞きください。議案説明でございます。白老町町民ふるさと農園条例の廃止について。白老町町民ふるさと農園は、平成 18 年に開園し町民が農業を体験できる場として活用してきたところであるが、農園の貸付区画数より利用者数が少なく、農園使用料の減少により農園運営の収支均衡が図れないことから、「白老町財政健全化プラン」に基づく事務事業の見直しにより平成 26 年度をもって閉園し、当該農園の用途を廃止するため、本条例を廃止するものでございます。これにつきましては、この農園の閉園にあたりまして農園を利用されている方々につきましては、閉園のご案内をさせていただきまして閉園に対するご理解をいただいたものでございます。なお土地の所有者とも閉園にあたりまして協議をいたしましてご理解をいただいたものでございます。なお閉園後につきましては利用者から問い合わせ等はない状態でございます。以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（山本浩平君） ただいま提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑を許します。質疑があります方はどうぞ。

1 番、氏家裕治議員。

○1 番（氏家裕治君） 1 番、氏家です。このふるさと農園の条例を廃止するというのは、これは前々からいろんな話、会議の中でお伺いしておりましたけれども、この議案説明についてはどうも納得できないというか、こういった説明の中でこのふるさと農園を廃止するという説明を議会で受けた記憶がないのです。ということは、あくまでも地主さんのほうの利用目的があって、それで今回どうしてもふるさと農園については廃止するのだと、廃止しなければいけないということで議会のほうでは説明を受けていたと思うのですが、今回こういった財政上の問題で利用者が少なくなったから廃止するのだという説明は受けていないような気がするのですが、その辺についての理解をどう考えていますか。

○議長（山本浩平君） 石井農林水産課長。

○農林水産課長（石井和彦君） ただいまのご質問でございますけれども、農園利用者の方とはいろいろと閉園にあたりまして協議を重ねていろいろとお話をできております。こちらのほうにつきましては、農園を閉園することによって土地の所有者にお返ししますということを言ってございます。つきまして利用者さんのほうで白老町が返すのであればそのまま返してい

ただいて構わないとご了解をいただいたもとの中で閉園という形にしてございます。

○議長（山本浩平君） 暫時、休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 3時39分

○議長（山本浩平君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

岩城副町長。

○副町長（岩城達己君） 大変お時間をいただいて、またいろんな点でご迷惑をかけましたことをまずをもってお詫び申し上げます。ただいまの議案第11号の関係でございますが、ふるさと農園につきましては平成25年度からスタートしました財政健全化プラン特別委員会、また昨年におきましては平成26年度予算等審査特別委員会におきまして、このふるさと農園についてはいろいろな部分で協議を行い、また議論を重ねお答えしている内容のとおりでございます。地主さんとの協議におきましては、これまでどおりご説明した内容で進めてまいったという部分は特別委員会等でご説明した内容のとおりでございますが、町民並びに利用者の皆様に対しての要望に対して、私どももいろんな方向で検討してきたというところも事実でございます。そういった内容を踏まえつつ今回のふるさと農園廃止の条例を提案させていただいたという経緯でございます。このたびの上程に対しまして私どもの説明不足がありましたことを深くお詫び申し上げます。

○議長（山本浩平君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第11号、白老町町民ふるさと農園条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

◎報告第 1号 平成26年度白老町一般会計繰越明許費
繰越計算書について

○議長（山本浩平君） 日程第13、報告第1号 平成26年度白老町一般会計繰越明許費繰越

計算書についてを議題に供します。提出者からの説明を求めます。

安達財政課長。

○財政課長（安達義孝君） 報1-1をお開きください。報告第1号、平成26年度白老町一般会計繰越明許費繰越計算書について。

平成26年度白老町一般会計補正予算（第10号及び第11号）第2表の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

平成27年6月19日提出。白老町長。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者からの説明がございましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第1号は、これをもって報告済みといたします。

◎報告第2号 白老町が出資をしている法人の経営状況説明書の提出について

○議長（山本浩平君） 日程第14、報告第2号 白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出についてを議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

大黒総務課長。

○総務課長（大黒克己君） ご説明させていただきます。ページは報2-1でございます。

報告第2号、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により、白老町が出資等をしている法人の経営状況説明書を別紙のとおり提出する。

平成27年6月19日提出。白老町長。

（1）株式会社白老振興公社平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画。

（2）一般財団法人白老町体育協会平成26年度事業報告及び平成27年度事業計画。以上でございます。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、この件に関して何かお尋ねしたいことがございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第2号はこれをもって報告済みといたします。

◎報告第3号 例月出納検査の結果報告について

○議長（山本浩平君） 日程第15、報告第3号 例月出納検査の結果報告についてを議題に供します。

地方自治法第 235 条の 2 第 1 項の規定による例月出納検査の結果を同条第 3 項の規定により監査委員から報告がありました。

議案の朗読は省略いたします。

この件に関して何かお尋ねしたいことがありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 報告第 3 号は、これをもって報告済みといたします。

◎承認第 1 号 議員の派遣承認について

○議長（山本浩平君） 日程第 16、承認第 1 号 議員の派遣承認についてを議題に供します。

本件につきましては別紙のとおり、北海道町村議会議員研修会等が予定されております。

承認第 1 号、議員の派遣承認については別紙のとおり派遣いたしたいと思っております。なお、日程の変更等細部の取り扱いについてはあらかじめ議長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

よって承認第 1 号、議員の派遣承認については、別紙のとおり派遣することに決定いたしました。

◎意見書案第 5 号 認知症への取り組みの充実強化に関する 意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第 17、意見書案第 5 号 認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2 番、吉田和子議員。

〔2 番 吉田和子君登壇〕

○2 番（吉田和子君） 意見書案第 5 号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第 8 条の規定により提出いたします。

認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）。

今日、認知症は世界規模で取り組むべき課題であり、本年開催されたWHO認知症閣僚級会議では各国が認知症対策への政策的優先度をより高位に位置づけるべきとの考えが確認されました。世界最速で高齢化が進む我が国では団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年には認知症高齢者数は約 700 万人にも達すると推計されており、日本の認知症への取り組みが注目されています。政府は本年 1 月認知症対策を国家的課題として位置づけ、認知症施策推進総合戦略

いわゆる新オレンジプランを策定し、認知症高齢者が住みなれた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会、「認知症高齢者等にやさしい地域づくり」を目指すこととしました。しかし、今後の認知症高齢者の増加等を考えれば、認知症への理解の一層の促進、当事者や家族の生活を支える体制の整備、予防・治療法の確立など総合的な取り組みが求められるところであります。よって、政府においては下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記

1. 認知症の方々の尊厳、意思、プライバシー等が尊重される社会の構築を目指し、学校教育などにより認知症への理解を一層促進するとともに、認知症の予防・治療法確立、ケアやサービスなど認知症に対する総合的な施策について具体的な計画を策定することを定めた「認知症の人と家族を支えるための基本法（仮称）」を早期に制定すること。

2. 認知症に見られる不安、抑うつ、妄想など心理行動症状の発症・悪化を防ぐため、訪問型の医療や看護サービスなどの普及促進を地域包括ケアシステムの中に適切に組み入れること。

3. 自治体などの取り組みについて家族介護、老老介護、独居認知症高齢者など、より配慮を要する方々へのサービスの好事例（サロン設置、買物弱者への支援等）を広く周知すること。

4. 認知症施設推進総合戦略（新オレンジプラン）の効果を見きわめるため、当事者や介護者の視点を入れた点検・評価を適切に行い、その結果を施策に反映させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許しません。質疑があります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第5号、認知症への取り組みの充実強化に関する意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎意見書案第6号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

○議長（山本浩平君） 日程第18、意見書案第6号 地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）を議題に供します。

提出者からの説明を求めます。

2番、吉田和子議員。

〔2番 吉田和子君登壇〕

○2番（吉田和子君） 意見書案第6号。

提出者、賛成者は記載のとおりであります。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）。

標記の意見書を別紙のとおり、白老町議会会議規則第8条の規定により提出いたします。

地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）

今国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立し、国保の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けて具体的な改革作業が始まるところである。国保改革に当たっては国と地方の協議により、地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しなどが今後の検討課題とされたところである。一方、地方創生の観点から人口減少問題に真正面から取り組むことが求められており、全国の自治体では単独事業として乳幼児医療費の助成制度の拡充などに取り組む事例が多く見られる。さらに、平成26年度補正で用意された国の交付金を活用し対象年齢の引き上げなどの事業内容の拡充に取り組む自治体も報告されているところである。こうした状況の中で全ての自治体で取り組まれている乳幼児医療費の助成制度など単独の医療費助成制度に対する国の減額調整措置について、下記のとおり早急に見直しを行うよう強く要請する。

記

1. 人口減少問題に取り組むいわゆる地方創生作業が進む中、地方単独事業による子ども等に係る医療費助成と国保の国庫負担の軽減調整措置のあり方について早急に検討の場を設け、結論を出すこと。

2. 検討に当たっては少子高齢化が進行する中、子育て支援、地方創生、地域包括ケア等の幅広い観点から実効性ある施策を進めることが必要であり、そうした観点から子ども等に係る医療の支援策を国の制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

提出先は記載のとおりであります。

○議長（山本浩平君） ただいま提出者から説明がありましたが、本案に対する質疑を許しません。質疑のあります方はどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本浩平君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

意見書案第6号、地方単独事業に係る国保の減額調整措置の見直しを求める意見書（案）、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（山本浩平君） 全員賛成。

よって、意見書案第6号は、原案のとおり可決されました。

議会の意思として、それぞれの機関に送付することといたします。

◎所管事務調査の報告について

○議長（山本浩平君） 日程第19、委員会の所管事務調査について、調査結果の報告を求めます。広報広聴常任委員会、氏家裕治委員長。

[広報広聴常任委員長 氏家裕治君登壇]

○1番（氏家裕治君） 所管事務調査の結果報告について。本委員会は所管事務等の調査を終了したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1、調査事項（1）分科会①総務文教分科会、しらおい防災マスター会との懇談。（2）小委員会・議会広報の発行及び広報広聴の調査・研究。

2、調査の方法、3、調査日程、4、出席委員、5、職務のために出席した者の職・氏名、6、団体からの出席者は記載のとおりでございます。

7、調査報告。

本委員会は所管事務調査として町内活動団体との懇談及び議会広報の編集・発行等を終了したことから、次のとおりその内容を報告する。

（1）総務文教分科会。

総務文教分科会は、しらおい防災マスター会との懇談を実施した。なお、その内容については別紙「活動報告書」のとおりでございます。

（2）小委員会。

小委員会は、議会広報第151号及び152号の編集・発行、広報広聴に関する調査・研究を行った。

以上であります。

○議長（山本浩平君） ただいま広報広聴常任委員会から報告がございましたが、この報告に対して何か質問がございましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） 質疑なしと認めます。それでは、これをもって報告済みといたします。

◎諸般の報告

○議長（山本浩平君） 日程第 20、議長から諸般の報告をいたします。休会中の各委員会における所管事務等の調査について報告いたします。広報広聴常任委員会、議会運営委員会委員長から、委員会規則第 17 条の規定により、お手元に配付いたしました通告書のとおり、休会における所管事務等の調査の申し出がありました。各常任委員会においては、調査等よろしくお願いを申し上げます。

次に、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会において、調査中である所管事務等について調査期間の延期について報告いたします。総務文教常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「地域防災計画について」、また産業厚生常任委員会より、現在調査中である所管事務調査「町立病院の現状について」であります。結論を得るに至らず、なお調査を行う必要があり、お手元に配付いたしました通知書のとおり、調査期間の延期について申し出がございました。総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会においては、引き続き調査等よろしくお願いを申し上げます。

次に、皆様には要望書等 1 件を前もって配付しております。議会運営委員会で参考配布を決定した要望書等につきましては皆様に事前に配付しておりますが、重要事項の解決、要望を趣旨としたものであり、各議員の皆様におかれましてはその趣旨を十分ご理解賜り、それぞれの立場でしかるべく措置をしていただくことをお願いいたします。

◎休会の議決

○議長（山本浩平君） 日程第 21、休会についてお諮りをいたします。通年議会のため 6 月 30 日まで休会となっておりますが、このあと休会日を変更して明日 26 日から 9 月 30 日までの 97 日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本浩平君） ご異議なしと認めます。

明日 26 日から 9 月 30 日までの 97 日間を休会といたします。

◎散会の宣告

○議長（山本浩平君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

（午後 3 時 5 9 分）